別府市 第4期障がい者計画(改訂版) 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 【素 案】

令和6年2月 別府市

目 次

第1章 計画の概要	3
第1節 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景・目的	3
2 計画の性格	4
3 計画の期間	5
4 各種計画との関連	5
5 対象者の概念	5
6 「障がい」の表記について	6
第2節 計画策定体制と策定方法	6
1 計画の策定体制	6
2 アンケート調査の実施	6
3 パブリックコメントの実施	6
第2章 別府市の障がい者をとりまく状況	7
	7
第3節 調査結果の概要	10
第3章 施策の方向	40
第1節 計画の基本理念	40
第2節 計画の基本的指針	41
第3節 計画の体系	42
笠 / 辛 「陸・バ」、の セフ / 1- ウルナ 取知 7. の内点	. 42
	43
	43
第2節 生活支援	46
	53
	57
	61
	64
	67
第8節 行政サービスにおける配慮	68

第 5	章	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	72
第	1節	i 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方	72
第	2 節	i 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標	75
	1	施設入所者の地域生活への移行	75
	2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	76
	3	地域生活支援の充実	77
	4	福祉生活から一般就労への移行等	78
	5	障害児通所支援等の地域支援体制の整備	80
	6	相談支援体制の充実・強化等相談支援体制の充実・強化等	81
	7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	82
	8	発達障がい者等に対する支援	83
第	3 節	「 障がい福祉サービス等の種類ごとの量の見込み	84
	1	訪問系サービス	84
	2	日中活動系サービス	86
	3	居住系サービス	90
	4	相談支援相談支援	91
第	4 節	・ 地域生活支援事業の推進	93
	1	必須事業	93
	2	任意事業	98
第	5 節	「 障がい児福祉サービス等の種類ごとの量の見込み	101
	1	障害児通所支援	101
	2	障害児相談支援	103
	3	子ども・子育て支援事業の提供体制の整備	104
	4	医療的ケア児等コーディネーターの配置	104
第 6	章	協働による計画の推進	105
第	1節	計画の周知	105
第	2 節	i 協働ネットワークの構築と当事者参加の推進	105
第	3 節	計画推進体制の整備	106
第	4 節	F P D C A サイクルによる進行管理と点検・評価	106
資彩	ŀ編		107

活字文書の読み上げに対応した音声コードを基本的に各ページに挿入していますが、音 声コードに格納できる字数が限られているため、その制限に従い編集しています。

障がい者計画

第1章 計画の概要

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

別府市では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、令和3年3月に「第4期別府市障がい者計画」を策定し、市民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるまちづくりを行うとともに、障がいのある全ての人の自立と社会参加の実現を目指して、障がい者施策を推進してきました。

また、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするもとのとして、国の基本指針に基づき令和3年3月に「第6期別府市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)などを新たに制定し、また、「発達障害者支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)、「児童福祉法」等を改正するなど、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

また、近年では、令和5年3月に令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が閣議決定され、「共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援」することを基本理念とし、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するなどの方向性が示されました。

このような国の障がい者施策の動向や、別府市の障がい者の現状と課題を基に、 国の基本指針や近年行われた障害者制度改革を踏まえ、「第4期別府市障がい者計 画」の内容を一部見直すとともに、「第7期別府市障がい福祉計画・第3期別府市 障がい児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

2 計画の性格

(1) 障がい者計画

障がい者計画とは、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障がい者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画 (以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(2) 障がい福祉計画

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」として、別府市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(3) 障がい児福祉計画

障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障がい児福祉計画は、「市町村障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができるとされています。

児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

第4期障がい者計画に関しては、令和3年度から令和8年度までの6年間、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画に関しては、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間と定めます。

4 各種計画との関連

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた第4次別府市総合計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者(児)福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

5 対象者の概念

この計画で記載している「障がい者」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける。」状態にある人を総称して使用しています。

また、「障がい児」と区分している場合は、18歳未満の障がいのある幼児・児童生徒のこととしますが、区分していない場合には年齢は問いません。

6 「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」、「わざわい」などの意味があり、「有害」、「被害」など否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」、「人権尊重の観点からも好ましくない」などの意見があります。

「障害」をそのまま使用すべきとの意見もありますが、本市では少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

第2節 計画策定体制と策定方法

1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第36条第4項に規定する合議制の機関を設置する必要があります。そこで、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業従事者、障がい当事者団体、保健医療機関従事者、社会福祉関係者及び学識経験者等で構成された「別府市障害者自立支援協議会」の中で検討し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

2 アンケート調査の実施

別府市の障がい者の現状把握を目的として、市内に居住する障害者手帳所持者、 障がい児の保護者及び障がい福祉サービス利用者を対象にアンケート調査を実施 し、本計画の策定における基礎資料としました。

3 パブリックコメントの実施

広く市民の方の意見を集めるために令和6年3月にパブリックコメントを実施 しました。

第2章 別府市の障がい者をとりまく状況

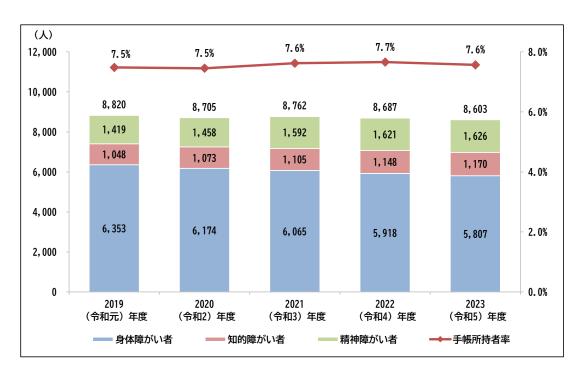
第1節 障がい者の現状

1 各種障害者手帳所持者数の推移

本市の障がい者数の推移を手帳所持者数(各年度末現在)でみると、令和元年度の8,820人から、令和5年度には8,603人と減少傾向となっています。

障がい種別にみると、身体障がい者(身体障害者手帳所持者)の数が最も多く、 令和5年度では 5,807 人となっていますが、この5年間では年々減少している状況です。

一方、知的障がい者(療育手帳所持者)と精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)は年々増加しています。

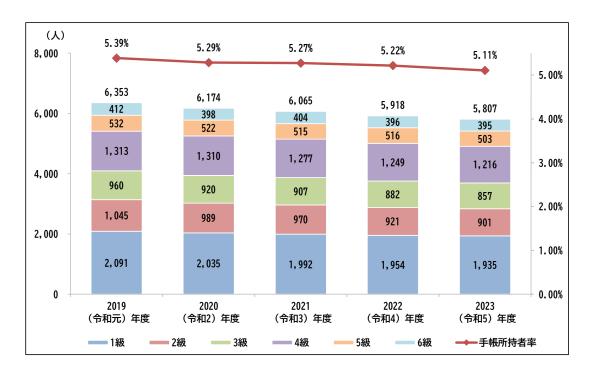


(単位:人)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
身体障がい者	6,353	6,174	6,065	5,918	5,807
知的障がい者	1,048	1,073	1,105	1,148	1,170
精神障がい者	1,419	1,458	1,592	1,621	1,626
合計	8,820	8,705	8,762	8,687	8,603

2 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数 (等級別) の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和5年度で5,807人となっており、令和元年度から令和5年度までの5年間で546人(8.6%)減少しています。 また、令和5年度では1級が33.3%を占めています。

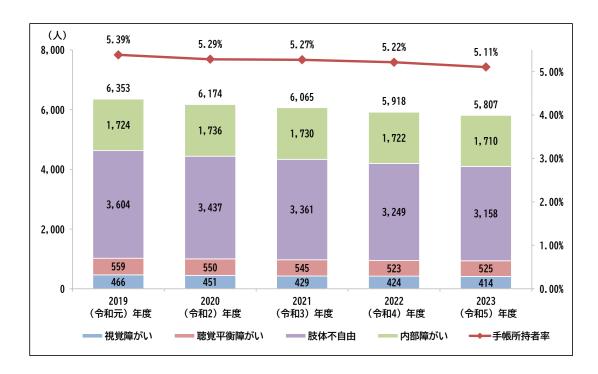


(単位:人)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1級	2,091	2,035	1,992	1,954	1,935
2 級	1,045	989	970	921	901
3級	960	920	907	882	857
4 級	1,313	1,310	1,277	1,249	1,216
5 級	532	522	515	516	503
6級	412	398	404	396	395
合計	6,353	6,174	6,065	5,918	5,807

(2) 身体障害者手帳所持者(障がいの種類別)の推移

令和5年度の身体障害者手帳所持者の部位別比率をみると、「肢体不自由」が54.4%と最も多く、次いで「内部障がい」が29.5%となっています。

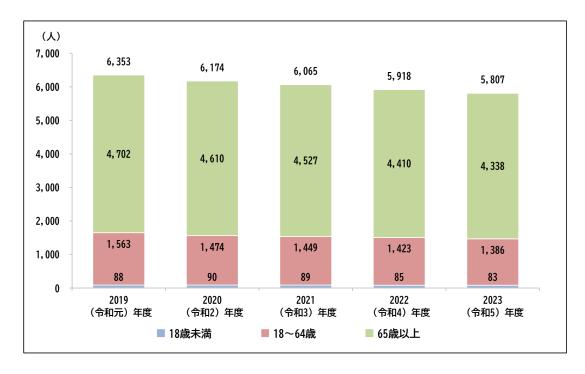
令和元年度から令和5年度までの5年間では、「肢体不自由」が446人減少しています。



(単位:人)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
視覚障がい	466	451	429	424	414
元見悍がい	7.3%	7.3%	7.1%	7.2%	7.1%
聴覚平衡障がい	559	550	545	523	525
(音声言語障がい含む)	8.8%	8.9%	9.0%	8.8%	9.0%
마.산.ㅜ ☆ ㅗ	3,604	3,437	3,361	3,249	3,158
肢体不自由	56.7%	55.7%	55.4%	54.9%	54.4%
内部障がい	1,724	1,736	1,730	1,722	1,710
	27.2%	28.1%	28.5%	29.1%	29.5%
合計	6,353	6,174	6,065	5,918	5,807

(3) 身体障害者手帳所持者数 (年齢別) の推移

65 歳以上の高齢者の身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、 令和元年度の 4,702 人と比較して令和 5 年度では 364 人減少し 4,338 人となっています。一方、手帳所持者全体に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、令和元年度から令和 5 年度までほぼ横ばいで推移しています。



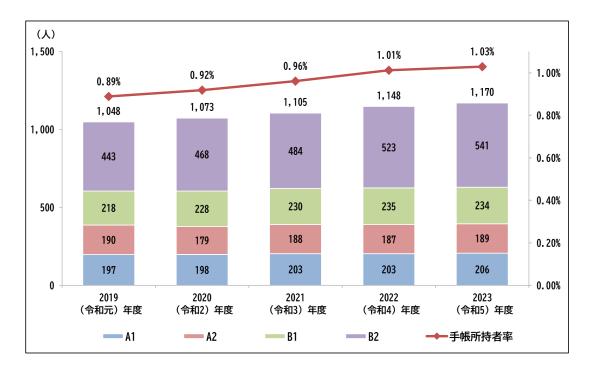
(単位:人)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
18歳未満	88	90	89	85	83
10 00000000000000000000000000000000000	1.4%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%
10 6445	1,563	1,474	1,449	1,423	1,386
18~64歳	24.6%	23.9%	23.9%	24.0%	23.9%
6 5 歳以上	4,702	4,610	4,527	4,410	4,338
	74.0%	74.6%	74.6%	74.6%	74.7%
合計	6,353	6,174	6,065	5,918	5,807

3 療育手帳所持者の状況

(1) 療育手帳所持者 (等級別) の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和5年度で1,170人となっており、令和元年度から令和5年度までの5年間で122人(10.4%)増加しています。

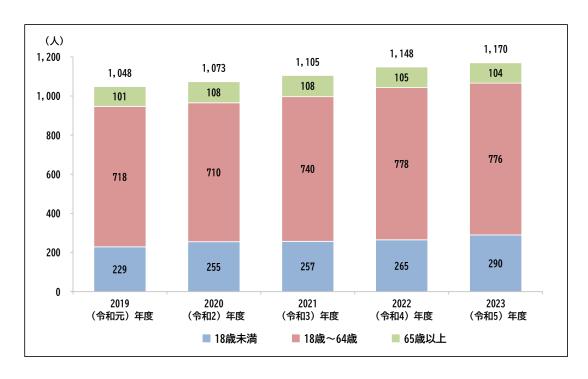
令和5年度の等級別の全体に占める割合をみると、B2が46.2%と最も多くなっています。



(単位:人)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
A1	197	198	203	203	206
A1	18.8%	18.5%	18.4%	17.7%	17.6%
A2	190	179	188	187	189
AZ	18.1%	16.7%	17.0%	16.3%	16.2%
D4	218	228	230	235	234
B1	20.8%	21.2%	20.8%	20.5%	20.0%
B2	443	468	484	523	541
	42.3%	43.6%	43.8%	45.5%	46.2%
合計	1,048	1,073	1,105	1,148	1,170

(2) 療育手帳所持者 (年齢別) の推移

令和元年度から令和5年度までの年齢別における5年間の推移をみると、「18歳未満」の層では5年間で61人(21.0%)、「18~64歳」の層では58人(7.5%)、「65歳以上」の層では3人(2.9%)増加しています。



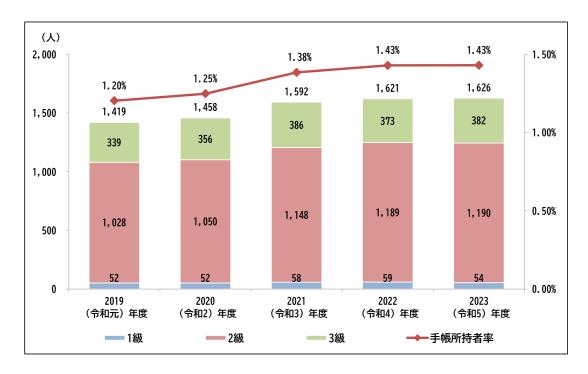
(単位:人)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
18歳未満	229	255	257	265	290
1 0 成 不 问	21.9%	23.8%	23.3%	23.1%	24.8%
18~64歳	718	710	740	778	776
	68.5%	66.1%	66.9%	67.8%	66.3%
6 5 歳以上	101	108	108	105	104
	9.6%	10.1%	9.8%	9.1%	8.9%
合計	1,048	1,073	1,105	1,148	1,170

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (等級別) の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年度で1,626人となっており、令和元年度から令和5年度までの5年間で207人(12.7%)増加しています。

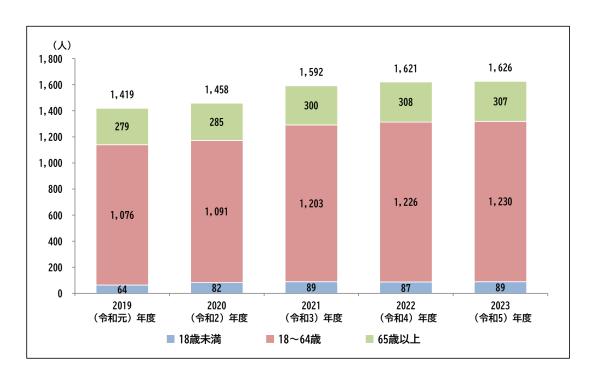
令和5年度の精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、「2級」が73.2%と 最も多くなっています。



(単位:人)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1級	52	52	58	59	54
工权	3.7%	3.6%	3.6%	3.6%	3.3%
2 級	1,028	1,050	1,148	1,189	1,190
	72.4%	72.0%	72.2%	73.4%	73.2%
3 級	339	356	386	373	382
	23.9%	24.4%	24.2%	23.0%	23.5%
合計	1,419	1,458	1,592	1,621	1,626

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (年齢別) の推移

令和元年度から令和5年度までの年齢別における5年間の推移をみると、「18歳未満」の層が25人(28.0%)、「18~64歳」の層が154人(12.5%)、「65歳以上」の層が28人(9.1%)増加しています。



(単位:人)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
18歳未満	64	82	89	87	89
	4.5%	5.6%	5.6%	5.4%	5.5%
18~64歳	1,076	1,091	1,203	1,226	1,230
	75.8%	74.9%	75.6%	75.6%	75.6%
65歳以上	279	285	300	308	307
	19.7%	19.5%	18.8%	19.0%	18.9%
合計	1,419	1,458	1,592	1,621	1,626

第2節 各種調査の概要

1 調査の目的

令和6年度を初年度とする「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、市内在住の障がい者・障がい児の現在の生活の状況や今後の生活についての意見や潜在的なニーズ(サービスの利用意向・福祉に関する意識等)、おかれた環境やその他の事情等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

2 調査の実施要領

(1) 障がい者向け調査

市が管理している 18 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害福祉サービス利用者の中から抽出した 2,517 人を調査対象者とし、郵送法(郵送による調査票の配布・回収)により実施。

(2) 障がい児向け調査

市が管理している 18 歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害児向けサービスの利用者の 748 人を調査対象者とし、郵送法(郵送による調査票の配布・回収)により実施。

3 回答数及び有効回答率

調査対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい者向け	2,517件	967 件	38.4%
障がい児向け	748 件	345 件	46.1%

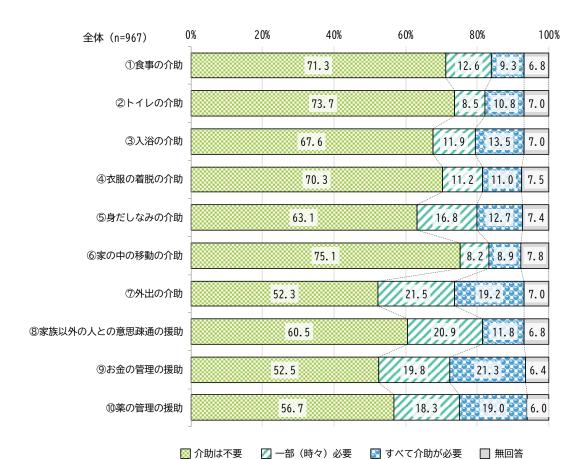
第3節 調査結果の概要

1 日常生活について

■障がい者向け調査

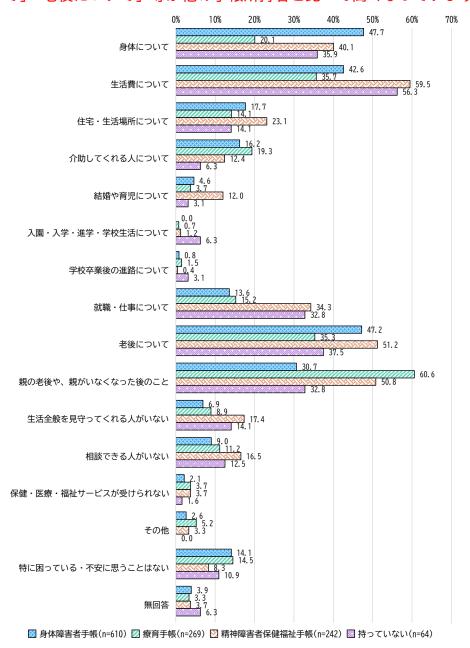
日常の生活の中で、次の支援が必要ですか。①から⑩のそれぞれにお答えください。(単数回答)

- ○日常生活の中での支援について、「介助は不要」の割合が最も高いのは「家の中の移動の介助」75.1%、次いで「トイレの介助」73.7%、「食事の介助」71.3%となっています。
- ○「介助が必要:一部(時々)必要+すべて介助が必要」の割合が最も高いのは「お金の管理の援助」41.1%、次いで「外出の介助」40.7%、「薬の管理の援助」37.3%となっています。



あなたは、現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。 (複数回答)

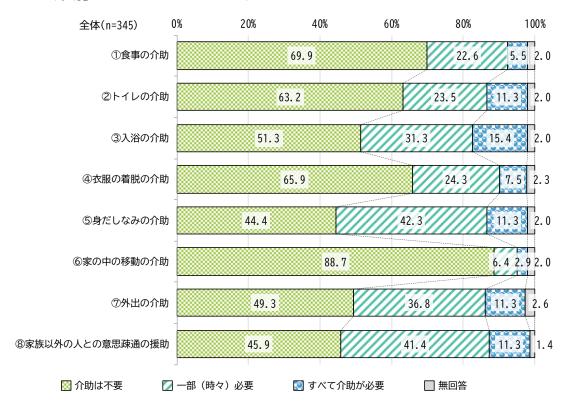
○現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、所持手帳別でみると、身体障害者手帳所持者では「身体について」、療育手帳所持者では「親の老後や、親がいなくなった後のこと」、精神障害者保健福祉手帳では「生活費について」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では「介助してくれる人について」、精神障害者保健福祉手帳所持者では主に「就職・仕事について」「老後について」等が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



■障がい児向け調査

日常の生活の中で、次の支援が必要ですか。①から®のそれぞれにお答えください。(単数回答)

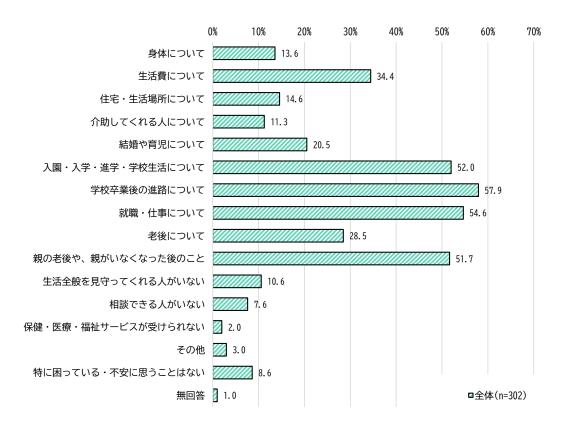
- ○日常生活の中での支援について、「介助は不要」の割合が最も高いのは「家の中の移動の介助」88.7%、次いで「食事の介助」69.9%、「衣服の着脱の介助」65.9%となっています。
- ○「介助が必要:一部(時々)必要+すべて介助が必要」の割合が最も高いのは「身だしなみの介助」53.6%、次いで「家族以外の人との意思疎通の援助」52.7%、「外出の介助」48.1%となっています。



(在園・在学中の方のみ回答)

お子様の障がいに関して、困っていることや不安に思っていることがありますか。 (複数回答)

お子さんの障がいに関して困っていることや不安に思っていることについては、「学校卒業後の進路について」が 57.9%と最も高く、次いで「就職・仕事について」54.6%、「入園・入学・進学・学校生活について」52.0%となっており、今後のことについて不安を感じていることがうかがえます。

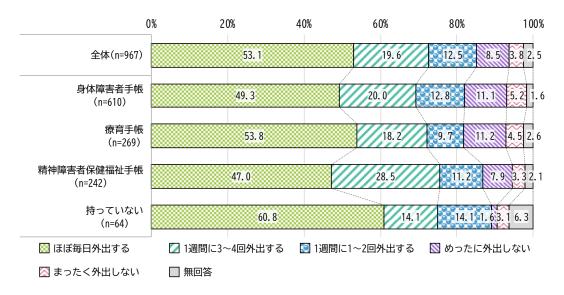


2 日中活動や就労について

■障がい者向け調査

あなたは、1週間にどの程度外出しますか。

- ○1 週間の外出頻度ついては、「ほぼ毎日外出する」が 53.1%と最も高く、次いで「1 週間に 3~4 回外出する」19.6%、「1 週間に 1~2 回外出する」12.5%となっています。
- ○所持手帳別でみると、いずれの手帳所持者も「ほぼ毎日外出する」が最も高くなって います。



(1週間のうちに1回でも外出をする方のみ回答)

外出する時に困ることは何ですか。(複数回答)

〇外出時に困ることについて、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「特にない」、療育手帳所持者では「困った時にどうすればいいのか心配」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」が最も高くなっています。また、身体障害者手帳所持者では「道路や駅に階段や段差が多い」「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」、療育手帳所持者では「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「公共交通機関が少ない(ない)」「周囲の目が気になる」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。

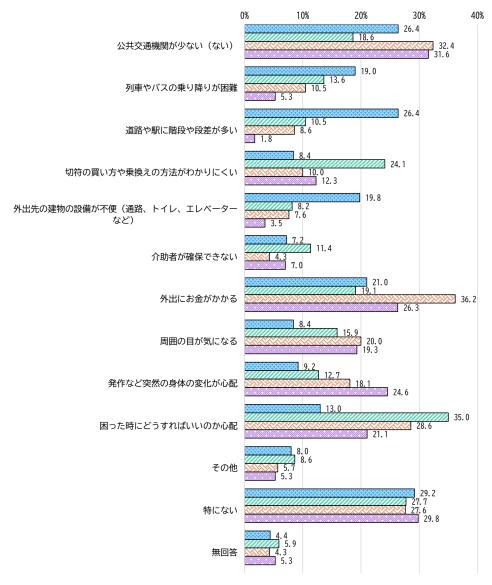
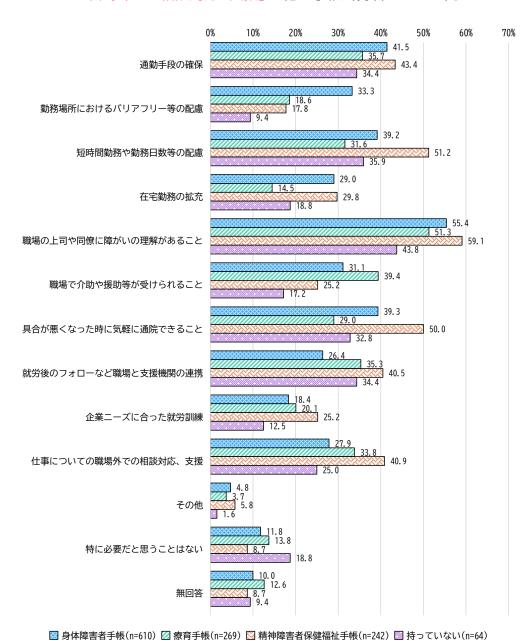


図 身体障害者手帳(n=500) ☑ 療育手帳(n=220) ☑ 精神障害者保健福祉手帳(n=210) 図 持っていない(n=57)

あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。 (複数回答)

○障がい者の就労支援に必要だと思うことについて、手帳所持者別にみると、いずれの手帳所持者も「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も高くなっています。また、身体障害者手帳所持者では「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」、療育手帳所持者では「職場で介助や援助等が受けられること」、精神障害者保健福祉手帳では「通勤手段の確保」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」「仕事についての職場外での相談対応、支援」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



■障がい児向け調査

お子様は、1週間にどの程度外出しますか。

- ○お子さんの 1 週間の外出頻度ついては、「ほぼ毎日外出する」が 79.7%と最も高く、次いで「1 週間に数回外出する」13.9%、「めったに外出しない」4.1%となっています。
- 〇所持手帳別でみても、いずれの手帳所持者も「ほぼ毎日外出する」が最も高く、7割を超えています。



(1週間のうちに1回でも外出をする方のみ回答)

お子様が外出する時に困ることは何ですか。(複数回答)

〇お子様が外出時に困ることについて、手帳所持者別にみると、いずれの手帳所持者 も「困った時にどうすればいいのか心配」が最も高くなっています。また、身体障害 者手帳所持者では「列車やバスの乗り換えが困難」「道路や駅に階段や段差が多い」 「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」「介助者が確保で きない」「発作など突然の身体の変化が心配」、療育手帳所持者では「切符の買い方や 乗り換えの方法がわかりにくい」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金 がかかる」「周囲の目が気になる」「困った時にどうすればいいのか心配」が他の手帳 所持者と比べて高くなっています。

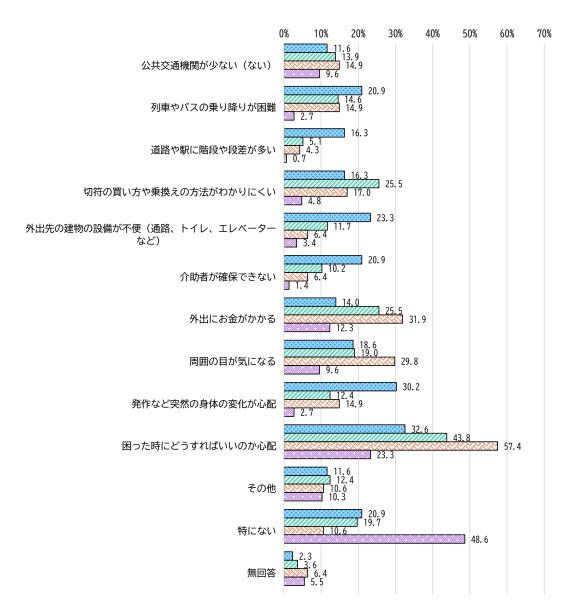
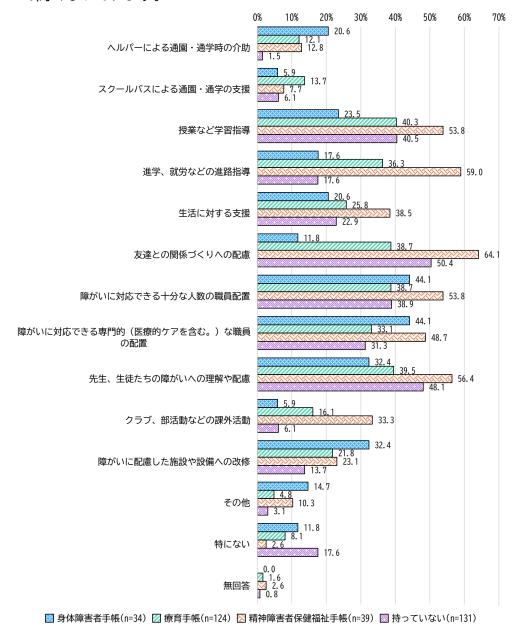


図 身体障害者手帳(n=43) ☑ 療育手帳(n=137) ☑ 精神障害者保健福祉手帳(n=47) 図 持っていない(n=146)

お子さんが現在通っている園や学校でさらに充実させるべきだと思うことはありますか。(複数回答)

〇お子さんが現在通っている園や学校でさらに充実させるべき点について、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」「障がいに対応できる専門的(医療的ケアを含む。)な職員の配置」、療育手帳所持者では「授業など学習指導」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「友達との関係づくりへの配慮」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では主に「授業など学習指導」「進学、就労などの進路指導」「友達との関係づくりへの配慮」「障がいに対応できる専門的な職員の配置」「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」等が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



3 相談相手について

■障がい者向け調査

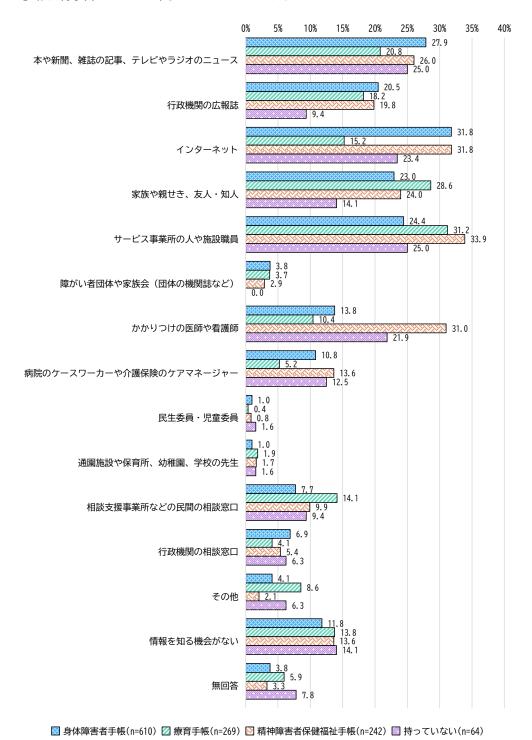
あなたは、普段、悩みや困ったことはだれに相談しますか。(複数回答)

普段、悩みや困ったことを相談する相手について、手帳所持者別にみると、いずれの手帳所持者も「家族や親せき」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では主に「かかりつけの医師や看護師」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(複数回答)

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を知る手段について、身体障害者手帳所持者では「インターネット」、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「サービス事業所の人や施設職員」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「かかりつけの医師や看護師」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



■障がい児向け調査

あなたは、普段、悩みや困ったことはだれに相談しますか。(複数回答)

〇普段、悩みや困ったことを相談する相手について、手帳所持者別にみると、いずれの 手帳所持者も「家族や親せき」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では、 他の手帳所持者と比較して「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」の割合が高く なっており、精神障害者保健福祉手帳所持者では「かかりつけの医師や看護師」の割 合が高くなっています。

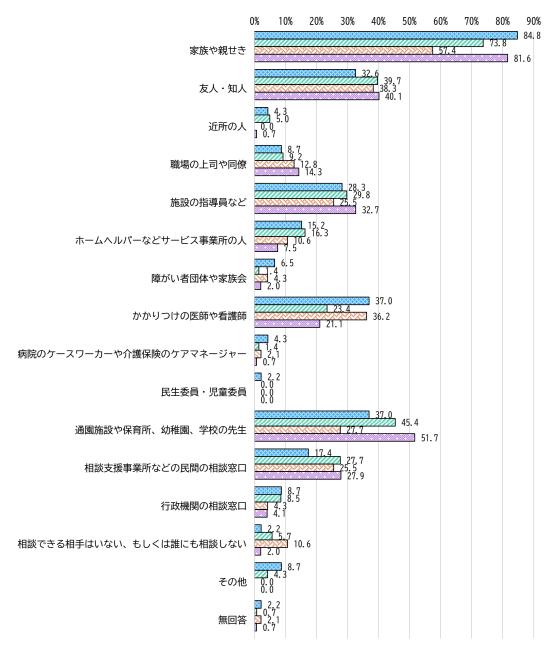
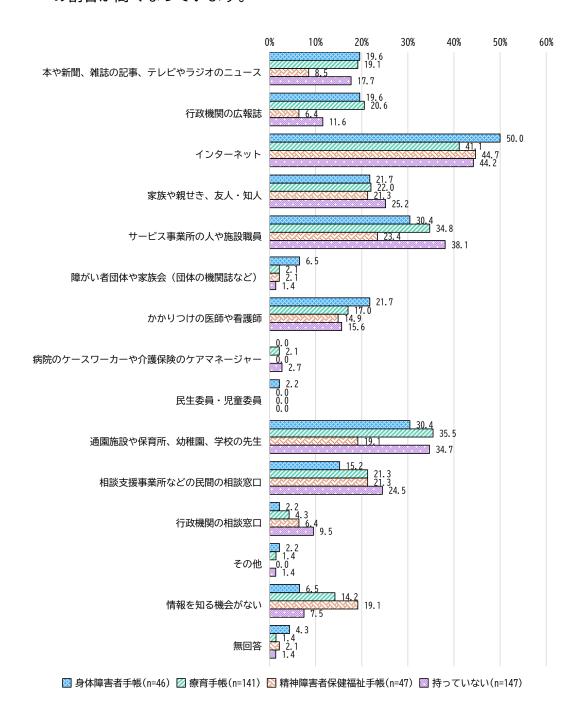


図 身体障害者手帳(n=46) ☑ 療育手帳(n=141) № 精神障害者保健福祉手帳(n=47) 図 持っていない(n=147)

お子様は障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(複数回答)

お子様が障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから入手するかについて、手帳所持者別にみると、いずれの手帳所持者も「インターネット」が最も高くなっています。また、療育手帳所持者では、他の手帳所持者と比較して「サービス事業所の人や施設職員」「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」の割合が高くなっています。

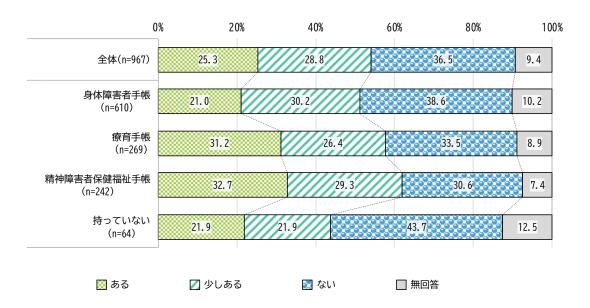


4 権利擁護について

■障がい者向け調査

あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがありますか。

- ○障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)経験の有無については、「ある」が 25.3%、「少しある」が 28.8%、「ない」が 36.5%となっています。
- 〇所持手帳別でみると、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者では「ない」、精神 障害者保健福祉手帳所持者では「ある」が最も高くなっています。



(障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある方のみ回答)

どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(複数回答)

どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、手帳所持者別にみると、 身体障害者手帳所持者では「外出先」、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉 手帳所持者では「学校・仕事場」が最も高くなっています。また、精神障害者保 健福祉手帳所持者では「仕事を探すとき」が他の手帳所持者と比べて高くなって います。

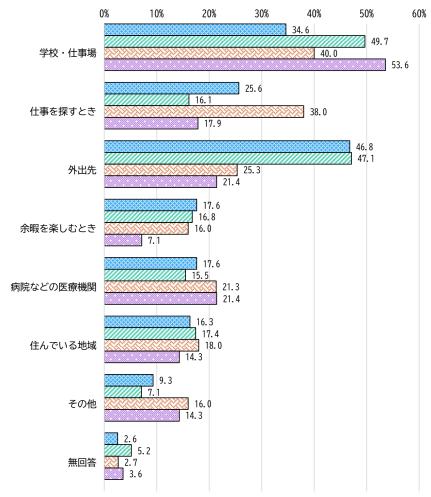
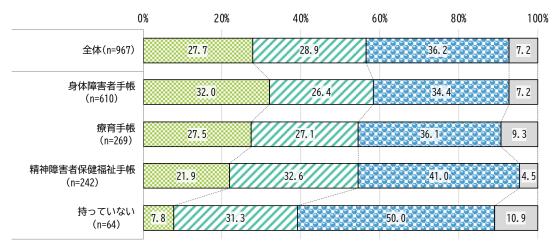


図 身体障害者手帳(n=312) ☑ 療育手帳(n=155) 図 精神障害者保健福祉手帳(n=150) 図 持っていない(n=28)

成年後見制度についてご存じですか。

- ○成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知っている」が 27.7%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 28.9%、「名前も内容も知らない」が 36.2%となっています。
- ○所持手帳別でみると、いずれの手帳所持者も「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。

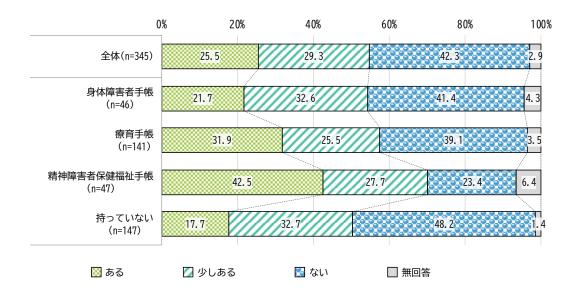


🔯 名前も内容も知っている 📝 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない 🚦 名前も内容も知らない 🔲 無回答

■障がい児向け調査

お子様は、障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがありますか。

- ○障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)経験の有無については、「ある」が 25.5%、「少しある」が 29.3%、「ない」が 42.3%となっています。
- 〇所持手帳別でみると、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者では「ない」、精神 障害者保健福祉手帳所持者では「ある」が最も高くなっています。



(障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある方のみ回答)

どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(複数回答)

〇どのような場所で差別や嫌な思いをしましたかについて、手帳所持者別にみると、 身体障害者手帳所持者では「外出先」、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳 所持者では「学校・仕事場」が最も高くなっています。また、身体障害者手帳所持者 では「余暇を楽しむとき」、療育手帳所持者では、「住んでいる地域」、精神障害者保 健福祉手帳所持者では「学校・仕事場」が他の手帳所持者と比べて高くなっていま す。

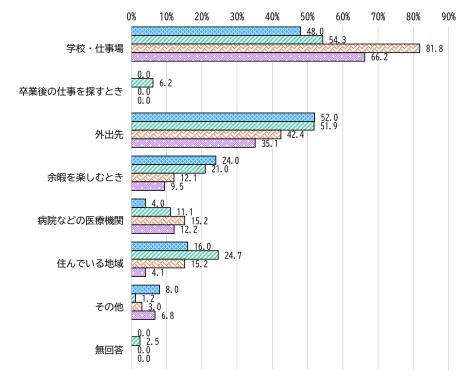


図 身体障害者手帳(n=25) ☑ 療育手帳(n=81) № 精神障害者保健福祉手帳(n=33) 図 持っていない(n=74)

成年後見制度についてご存じですか。

- ○成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知っている」が 36.2%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 37.2%、「名前も内容も知らない」が 24.9%となっています。
- ○所持手帳別でみると、身体障害者手帳所持者では「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では「名前も内容も知っている」が最も高くなっています。



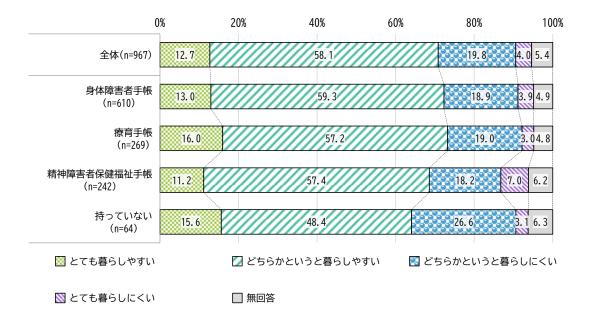
☑ 名前も内容も知っている ☑ 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない ☑ 名前も内容も知らない □ 無回答

5 その他

■障がい者向け調査

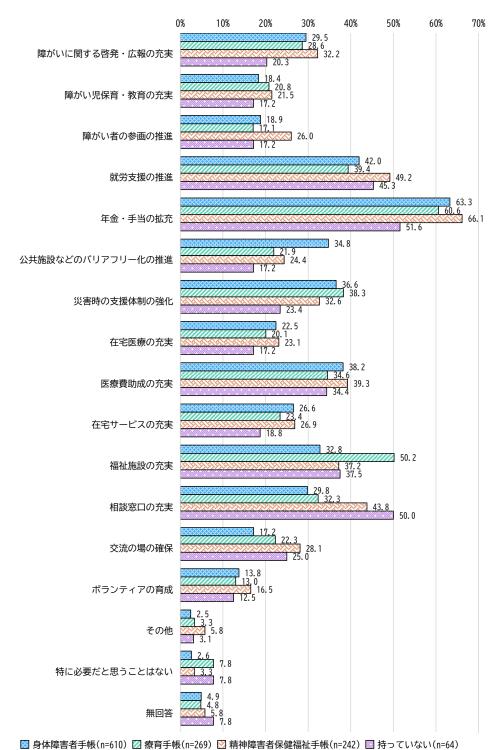
別府市は、障がいのある方にとって、暮らしやすいまちだと思いますか。 (単数回答)

- ○別府市は障がいのある方にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「どちらかというと暮らしやすい」が 58.1%と最も高く、次いで「どちらかというと暮らしにくい」19.8%、「とても暮らしやすい」12.7%となっています。
- ○所持手帳別でみても、いずれの手帳所持者も「どちらかというと暮らしやすい」 が最も高くなっています。



あなたは障がいのある方にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

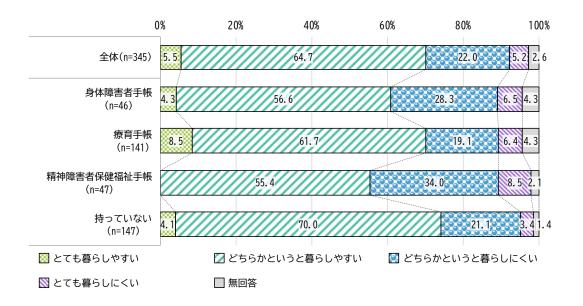
○障がいのある方にとって暮らしよいまちづくりに必要なことについて、手帳所持者別にみると、いずれの手帳所持者も「年金・手当の拡充」が最も高くなっています。また、身体障害者手帳所持者では「公共施設などのバリアフリー化の推進」、療育手帳所持者では主に「福祉施設の充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者では主に「相談窓口の充実」「交流の場の確保」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



■障がい児向け調査

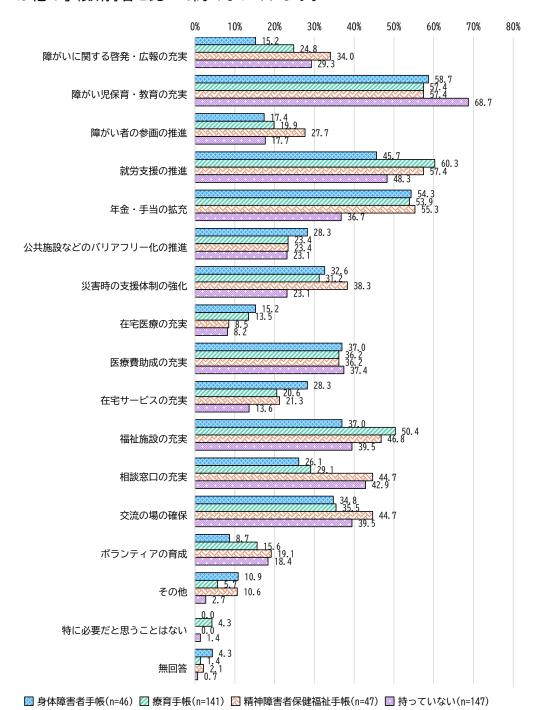
別府市は、障がいのある方にとって、暮らしやすいまちだと思いますか。

- ○別府市は障がいのある方にとって暮らしやすいまちだと思うかについては、「どちらかというと暮らしやすい」が 64.7%と最も高く、次いで「どちらかというと暮らしにくい」22.0%、「とても暮らしやすい」5.5%となっています。
- ○所持手帳別でみても、いずれの手帳所持者も「どちらかというと暮らしやすい」 が最も高くなっています。



障がいのある方にとって暮らしよいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

○障がいのある方にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについて、手帳所持者別にみると、いずれの手帳所持者も「障がい児保育・教育の充実」「就労支援の推進」「年金・手当の拡充」が高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がいに関する啓発・広報の充実」「相談窓口の充実」「交流の場の確保」が他の手帳所持者と比べて高くなっています。



第3章 施策の方向

第1節 計画の基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて 各種施策が展開されることが重要となります。

第4期障がい者計画(令和3~令和8年度)では、「自立生活の実現」と「共生 社会の実現」を基本理念として、障がい者が地域において自立し、積極的に社会参 加でき、その能力を最大限に発揮できる社会の実現をめざしています。

本計画においても「自立生活の実現」と「共生社会の実現」を基本理念として、 障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、積 極的に社会に参加できる別府市を目指します。

自立生活の実現

障がいのある人が、身近な地域で安心していきいきと生活し、自らの希望や夢や生きがいを持って暮らしていけるよう、一人ひとりの自立生活の実現をめざします。また、施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対して、地域移行に必要なサービスを提供し、自立生活の実現をめざします。

共生社会の実現

障がいのある人の権利擁護を推進するとともに、「物理的なバリア」、「制度的なバリア」、「情報のバリア」、「心のバリア」を取り除き、障がいのある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそ当たり前の社会であるというノーマライゼーションの理念を更に浸透させ、共生社会の実現をめざします。

第2節 計画の基本的指針

本計画を策定するにあたり、基本理念である「自立生活の実現」と「共生社会の 実現」を図るため、次の5つの基本的指針を掲げ、前項の基本理念の実現を図るこ とを目標として、今後の施策を推進していきます。

| 相互理解と権利擁護の推進

関係機関等と連携し、福祉教育の推進、交流とふれあいの機会の推進、ボランティア活動の推進、障がい者団体等の活性化、権利擁護や権利行使を支援し、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現をめざします。

2 安全・安心な生活環境・住環境整備の推進

バリアフリー環境の整備、ユニバーサルデザインの普及を推進するとともに、様々な活動に支障なく参加できるよう、安全な交通を確保して移動支援の充実を図ります。また、防災・防犯対策の充実を推進し、誰もが安全・安心に生活できる環境整備を推進します。

3 健康づくりと充実した教育の推進

障がいの原因となる疾病等を予防し、早期発見するため、人生の各段階の健康づくりについて具体的にその取り組みを支援し、また医療サービスの充実を図るとともに、一人ひとりの障がいの状態に応じたきめ細やかな保育・教育を実施し、自立生活の実現をめざします。

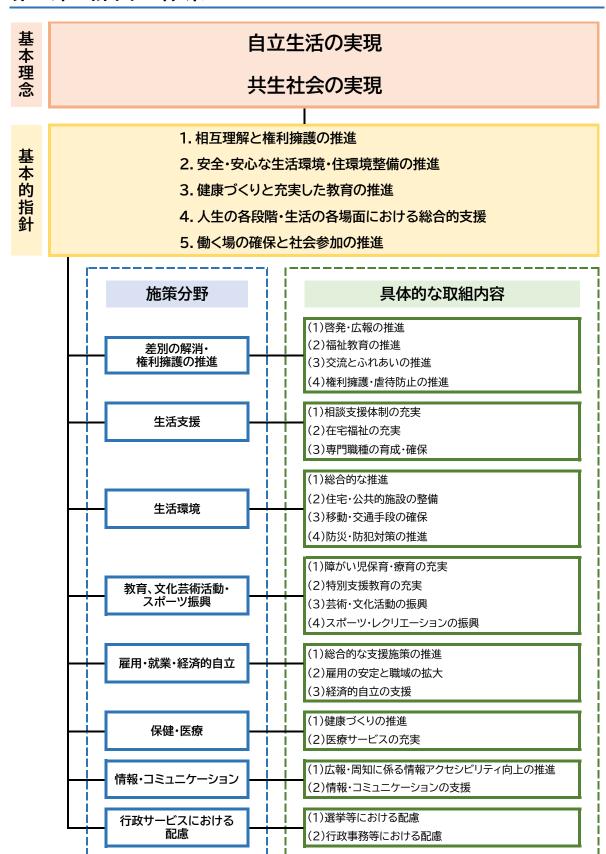
4 人生の各段階・生活の各場面における総合的支援

障がいのある人とその保護者が生活していくうえで、ライフサイクルを通じて様々な分野 や場面において生じる、問題や障壁について、相談支援体制の充実、また在宅福祉サービ スの更なる充実により、可能な限りのきめ細やかな支援を実施し、自立生活の実現、共生 社会の実現をめざします。

5 働く場の確保と社会参加の推進

障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、働く場の確保や労働環境の整備を推進します。また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが文化芸術活動やスポーツといった社会参加や生きがいづくりが活発に行われるよう、様々な取り組みを推進します。

第3節 計画の体系



第4章 障がいのある人に向けた取組みの内容

第1節 差別の解消・権利擁護の推進

障がいのある人が権利を侵害されず、尊厳を保持しながら安定した生活を送る ことができるよう、虐待や差別などの発生予防から、発生後に障がいのある人が安 定した生活を送れるようになるまでの各段階において、支援体制を構築する必要 があります。

本市では、障害者虐待防止法の施行及び障害者差別解消法の成立を受け、国の方針に沿った具体的な取り組みを行い、地域、学校、社会などあらゆる場で、障がいのある人もない人も互いに交流を深めることで障がいのある人に対する理解を促進します。

【施策の方向】

(1) 啓発・広報の推進

No.	具体的な内容
1	「障害者週間」(12月3日~12月9日)や「ともに生きる交流会」などにおいて障がいのある人との交流を図り、その機会を通じて、「障がい」、い」ででいいのある人への理解の促進を図ります。
2	市の広報誌やホームページなどを活用して、「障がい」や障がいのある人への理解を深めるための広報活動を行います。
3	人権擁護、教育、医療、福祉、労働などの関係機関及び地域住民組織や企業、事業主と連携し、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現を図るため、あらゆる揚面をとらえ、障がいや障がいのある人への理解と障がい者雇用の充実について、普及啓発を行います。
4	障がいのある人が活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装 具等に対する理解を促進するとともに、円滑な活用に必要な配慮等に ついての周知を図ります。
5	「障がい」に対する合理的配慮等の正しい知識と理解を深めるため、 地域住民、企業、団体等を対象に、各種人権研修・講座により障害者差 別解消法について周知・啓発を図ります。

No.	具体的な内容
6	「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例(以下「ともに生きる条例」という)」の目的や趣旨について、市民、事業所に対して周知を図ります。

(2) 福祉教育の推進

No.	具体的な内容
1	全ての幼稚園、小・中学校において、人権教育年間計画を作成し、計 画的に人権教育(障がい者の人権について等)を行います。
2	特別支援学級担当教員研修(年1回)、特別支援教育コーディネータ 一研修(年2回)を引き続き実施していきます。
3	子どもの実態に応じて、交流学級で一緒に授業を受ける時間を引き 続き設けていきます。
4	12月の人権週間に合わせた人権参観日を中心に、人権教育の授業(障がいについて理解を深める交流活動等)を実施していきます。
5	児童・生徒と障がい者施設利用者との交流の機会を設けていきます。

(3) 交流とふれあいの推進

No.	具体的な内容
No.	具体的な内容 ●交流とふれあいの機会の提供 ア) 主に知的障がい者及びその保護者にふれあいの機会を設け、集団行動や社会活動について学ぶことにより、社会参加の促進を図ります。 イ) 啓発活動の一環として身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者等とボランティアによる「ともに生きる交流会」を、障害者週間(12月3日~12月9日)にあわせて開催します。 ウ)「ともに生きる条例」の基本理念にのっとり、地域の催し物、
	文化活動、スポーツ活動への支援体制の整備、指導員の育成、 情報提供を行うように合理的配慮に努めます。 エ)福祉施設と地域住民組織の各々の行事への相互参加を市報等を 通じ周知促進します。

No.	具体的な内容
2	●ボランティア活動の推進
	ア)市民のボランティア活動への参加を促進し、その活動を通じて、 障がいのある人との交流とふれあいの機会を広げます。
	イ) 別府市ボランティアセンターへ、ボランティア活動に関する情 報を提供し、ボランティアの組織化活動を支援します。
3	●障がい者団体等の活性化
	ア) 障がい者団体、家族の会等の活動を充実させ、交流とふれあい の機会を増やすよう、その運営を支援します。
	イ)交流とふれあいの場への移動手段であるバスへの借り上げにつ いて支援し外出機会の創出に努めます。
	ウ)障がいのある人自身が行う社会奉仕活動による地域住民と交流 する活動や社会復帰を促進するため、障がいのある人自身が行 う社会奉仕活動について支援します。

(4) 権利擁護・虐待防止の推進

No.	具体的な内容
1	障がいのある人が生活の様々な場面で、権利利益を侵害されることなく安心して日常生活を送れるよう、自立支援協議会を中心とした関係機関、団体などとのネットワークにより、権利擁護や権利行使を支援します。
2	障がいのある人の権利擁護・虐待防止の推進のため、市及び基幹相談 支援センターに専門職を配置し、対応の充実を図ります。
3	 ●成年後見制度の利用促進 ア)成年後見制度による支援を必要とする知的障がい者、精神障がい者等に対し、市の広報誌やホームページによる情報提供等により、その利用の促進に努めます。 イ)成年後見制度の利用について、その申し立てに要する費用を支援します。

第2節 生活支援

障がいのある人が自己選択と自己決定の尊重のもと、住み慣れた地域で安心して暮らすために、個々の状況に対応した福祉サービスの充実を図る必要があります。

相談支援体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスに対する情報提供を行い、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるような環境づくりに努めます。

【施策の方向】

(1) 相談支援体制の充実

No.	具体的な内容
1	障がいのある人が利用しやすい身近な場で、いつでも相談できる相談支援事業を実施します。移動が困難な場合には、相談員が訪問します。また、障がいのある人の求めに応じ、手話通訳等、必要なコミュニケーション手段を確保します。
2	相談員の資質、人権に関する理解について、機会あるごとにその向上 に努めます。
3	 ●別府市障害者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という)の充実 ア)障がいのある人が、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題に対応するための相談支援体制を強化するため、自立支援協議会の運営の活性化を図ります。 イ)障がいのある人やその保護者が抱えている問題について、解決が困難なケースについては、ライフサイクルの中での各分野のエキスパートの集まりである自立支援協議会において協議し、より良い解決策を見出します。 ウ)相談支援体制の強化のため、自立支援協議会を中心とした障がいのある人の地域生活を支えるネットワークを構築します。
4	別府市身体障害者相談員及び知的障害者相談員への、外部研修及び 市の施策等の情報提供に努めます。

No	•	具体的な内容
5)	大分県障害者社会参加推進センターによる電話相談「障害者 110 番」 の周知に努めます。

(2) 在宅福祉の充実

No.	具体的な内容
	●訪問系サービスの充実
	在宅で訪問を受けたり、通所して利用するサービスを提供します。
	ア)居宅介護(ホームヘルプ)
	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	イ)重度訪問介護
	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せ
	つ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	ウ)行動援護
	知的障がいや精神障がいや発達障がいにより行動が困難で常 に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の
	に「設か必要な人に、11勤するとさ必要な月助や外山時の移動の 補助などをします。
1	エ)短期入所(ショートステイ)
	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設に入所でき
	ます。
	才)重度障害者等包括支援
	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高
	いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括 的に提供します。
	力)同行援護
	き、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するととも
	に、移動の援護等の便宜を提供します。

●日中活動系サービスの充実入所施設で昼間の活動を支援するサービスを提供します。ア)療養介護医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機
ア)療養介護
,
医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に. 医療機
関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の世話等を提供します。
イ)生活介護(デイサービス)
常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創 作的活動などの機会を提供します。
ウ)障害児通所支援サービス
■児童発達支援
日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応 訓練等を行います。
■放課後等デイサービス
放課後等に、生活能力の向上のための訓練や、社会との交流 の促進等を行います。
■保育所等訪問支援
障がい児が通う施設を訪問し、他児童との集団生活への適応 のための支援を行います。
■医療型児童発達支援
上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に対する児童 発達支援及び治療のサービスを提供します。
工)自立訓練(機能訓練・生活訓練)
自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間におけ
る身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
オ)就労移行・定着支援
就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。また、一般就労した時に、就労の継続を図るための支援を行います。

No.	具体的な内容
2	カ)就労継続支援 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生 産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓 練を行います。
3	 ●居住系サービスの充実 入所施設で住まいの場としてのサービスを提供します。 ア)施設入所支援 施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。 イ)共同生活援助(グループホーム) 共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などを提供、地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
4	●補装具費の支給 事前の申請により必要が認められた場合に、補装具(義手、義足、装 具、座位保持装置、補聴器、眼鏡、車いす等)の貸与又は購入費、修理 費を支給し、活用を促進します。
5	 ●地域生活支援事業の充実 障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、スポーツ・芸術・文化活動などの社会参加を促進することを含め、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえた事業を実施します。 ア)相談支援 「相談支援体制の充実」(P.53)に記載しています。 イ)成年後見制度利用支援 「成年後見制度の利用促進」(P.52)に記載しています。 ウ)コミュニケーション支援 「情報・コミュニケーションの支援」(P.74)に記載しています。

No.	具体的な内容
	エ)日常生活用具の給付
	重度障がい者等に、日常生活用具(介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意志疎通支援用具、排泄管理支援用具、 居宅生活動作補助用具等)の給付を行い、活用を促進します。
	オ)移動支援
	動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
	カ)地域活動支援センターの機能強化
	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動 を支援する場としての地域活動支援センターの機能を強化して、 障がいのある人の地域生活を支援します。
	キ)福祉ホーム
5	障がいのため家庭において日常生活を営むのに支障のある障がいのある人のため、日常生活に適した居室その他の設備が低額な料金で利用でき、日常生活に必要な便宜が受けられる住居での生活を支援します。
	ク)訪問入浴サービス
	歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情により通所が困難 な在宅の身体障がい者について、浴槽等の入浴設備を備えた車両 と介助員を派遣し、入浴を支援します。
	ケ)更生訓練費の給付
	「総合的な支援施策の推進」(68 ページ) に記載しています。
	コ)生活支援事業
	生活訓練等事業、その他日常生活支援事業を実施します。
	サ)日中一時支援
	障がい児(者)やその保護者を支援するため、放課後や夏休み等の間の障がい児(者)の居場所を確保し、また、保護者等の不定期的な理由による障がい児(者)の一時預かりを行います。

No.	具体的な内容
5	シ) 社会参加促進事業 スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化活動 振興、点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車 運転免許取得・改造助成事業等を実施します。
6	●地域移行支援・地域定着支援 退院・退所可能な障がいのある人が、本人の意向による地域での生活 が送ることができるよう関係機関の連携の下で、移行支援を推進しま す。また、居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象 に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
7	 ●経済的自立の支援 ア)障がいのある人やその家族に対し、以下の各種手当等を支給及び税の減免や控除等の申請を受け、経済的自立の支援を行います。 ※各種手当、減免・控除の主な内容 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 障害児福祉手当児童扶養手当 障害基礎年金 福祉手当 塩度身体障害者タクシー利用券 自動車税の減免利用券 市民税の軽減 所得税、住民税の控除 心身障害者扶養共済制度の免除
	イ)家計の支払い能力に応じて支払い額を決める「応能負担」により、在宅福祉サービスを利用した際の費用の自己負担額を決定します。

(3) 専門職種の育成・確保

No.	具体的な内容
	●相談員の能力向上
	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、親亡き後相談員などの研修
	機会を提供して、障がいのある人やその家族からの相談事に対して適
1	切に対応できる体制をめざします。
	また、民生委員・児童委員、身体障害者相談員などの研修を通して、
	障がいのある人やその家族からの相談事に対して適切に対応できるス
	キルの向上に努めます。
2	●人材の確保
	サービスの質の向上を目的として、専門的な知識を有する人材の確
	保に努めます。

第3節 生活環境

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を営みながら、社会参加を行っていくために、民間施設や公共施設のバリアフリー化等、生活環境や住環境の整備が不可欠です。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)」 に沿って、障がいの有無にかかわらず、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備 を推進する必要があります。

【施策の方向】

(1) 総合的な推進

No.	具体的な内容
1	障がいのある人が自由に行動し、あらゆる分野の活動の場へ参加できる社会にしていくため、「ともに生きる条例」の浸透及び推進を図ります。
2	環境、計画及びサービスの設計などにあたっては、はじめから、可能 な限りすべての人が利用できるようにするというユニバーサルデザイ ンの理念が、施策に反映されるよう推進します。

(2) 住宅・公共的施設の整備

No.	具体的な内容
1	●公共的建築物の改善整備 ア)障がいの有無にかかわらず、多くの人が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。
	イ)民間の公共的施設については、その事業者に対して障がいのある人等が安全かつ容易に利用できる施設へ改善するよう、バリアフリー化への積極的な協力を求めます。
2	既存道路の改良については、引き続きバリアフリー化に努めるとと もに、新規の道路整備についてはユニバーサルデザインという視点で 整備を推進していきます。また、歩道の幾何構造(幅員・縦横断勾配・ 舗装構成等)について障がいのある人に配慮した設計・施工に努めてい
	きます。

No.	具体的な内容
3	●公園の整備 多くの市民が訪れる、憩いや交流の場である公園について、障がい者 用トイレやスロープなど、障がいのある人に配慮した付帯施設やイン クルーシブ遊具の整備改修を推進します。
4	●市営住宅の整備 新たに建設する市営住宅は、市営住宅条例に定める整備基準に従い、 だれもが安全かつ容易に利用できるように整備します。また、既存の市 営住宅においても段差の解消など同様の整備を進めます。
5	●住宅の整備 障がいのある人の身体状況や介護者に配慮した居住環境を改善する ため、居室、トイレ、浴室などの改造費用に対して助成を行います。
6	●グループホーム等の確保 障がいのある人の地域生活の基盤となるグループホーム等の確保に 向け、事業所の情報収集に努めるとともに、既存の施設に対して併設を 要望していきます。

(3)移動・交通手段の確保

No.	具体的な内容
1	●公共交通機関の改善整備 障がいのある人等が安心して目的地まで移動できるように、公共交 通機関のバリアフリー化を公共交通事業者に協力して推進します。
2	 ●安全な交通の確保 ア)市民からの通報やSNSを使った通報システム、また現地調査の結果等をもとに、段差や破損等の通行に支障をきたしたり不便を感じるような箇所の改修・修繕工事を進めていくとともに、現地調査も進め、より利用しやすいような歩行空間の確保に努めていきたいと思います。 イ)交通安全の普及、啓発活動により横断歩行者の優先等を周知し、障がい者の交通事故発生を抑制します。

No.	具体的な内容
3	 ●移動の支援の充実 ア)社会参加促進のため、タクシー手当の給付やリフト付タクシーと一般タクシー等利用併用券を発行し、料金の一部を助成します。 イ)自家用車による様々な活動が円滑に行われるよう、運転免許取得費を助成し、また障がいの特性に応じた自動車の操作装置を改造する費用を助成します。 ウ)障がいのある人等の自立生活及び社会参加を促進し、安全な移動を確保するため、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援の在宅福祉サービスにより、個人での外出、グループでの外出等について、介助員による支援を行います。 エ)盲導犬、聴導犬、介助犬の利用促進を図り、身体障害者補助犬法の周知及び補助犬の公共施設や公共交通機関、多くの方が利用する民間施設等への同伴について市民への理解を促進します。 オ)タクシー料金、バス料金、JR旅客運賃、船舶運賃、航空運賃等の割引制度について周知を図ります。 カ)駐車禁止除外指定車の標章の交付について、周知を図ります。

(4) 防災・防犯対策の推進

No.	具体的な内容
1	●防災意識の普及
	障がいのある人が、地域の中で安心して生活するためには、十分な防 災対策が必要です。このため、市の広報誌、ケーブルテレビ、防災マッ
	プ、市のホームページを通じて防災意識の普及を図ります。

No.	具体的な内容
2	●防災訓練の実施 防災訓練を計画的に実施し、障がいの有無にかかわらず、市民が参加 するよう推進します。
3	●災害時等における障がい者支援の充実 ア)避難所での生活に耐えることが困難な障がいのある人のために、障がいの状態に配慮した設備を有する施設などを、避難場所として確保するため、社会福祉施設等の業務継続計画と整合性を持たせたうえで、災害時に要支援者を緊急に受け入れる協定の締結を継続します。 イ)マイ・タイムラインも含めた災害時ケアプランの作成を行います。また、障がい者安心ネットワークの充実を図り、より多くの障がい者の方の理解・協力を得られるように努めます。 ウ)災害時や緊急時等に支援を必要とする場合、また平常時においても安心して暮らしていけるための、緊急通報システムの設置を普及し、障がいのある人の防災・防犯対策を図ります。 エ)避難所等において被災した障がいのある人の生活に必要な車いす、おむつなどの物資を備蓄し、また医療機関やボランティア団体との緊急時の連携を図ります。 オ)要配慮避難者のうち避難所の環境に特別の配慮を必要とする者が安全・安心して避難できる避難所の充実を図ります。 カ)災発生の感知、避難が著しく困難な障がいのある人に、音又は光を発する火災警報器や自動消火器を給付します。 キ)又は言語、音声等に機能障がいのある人の防災対策として、「NET119」を導入しており、更なる利便性の向上を図ります。 ク)震発生時等における家具の転倒を防止する、補助具の取り付けについて助成します。

第4節 教育、文化芸術活動・スポーツ振興

障がいの有無にかかわらず、子どもたちに自分らしく生きていく力が身につくよう、ライフステージに応じた継続的な支援を行う必要があります。障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた、適切な相談体制や教育体制を整備するとともに、学校卒業後も支援が継続されるよう、関係機関との連携を図っていくことが重要です。

また、障がいのある人の生活を豊かなものとするため、市が主催する各種イベント、地域活動等については、障がいのある人が参加しやすい運営方法や環境づくりに努め、生きがいづくりの充実をめざす必要があります。

【施策の方向】

(1) 障がい児保育・療育の充実

No.	具体的な内容
1	●早期療育の推進 障がいのある児童が早い段階から障がいや発達の状況などに応じた 療育指導が受けられるよう、また保護者の専門的な療育技術の習得の ため、障害児通所支援サービスの利用を促進します。また、放課後等デ イサービスの利用年齢に関する特例についても引き続き運用を行いま す。
2	 ●障がい児保育の充実 ア)障がいの状況や発達に応じて、医療機関や専門医と連携しながら、集団保育が可能な児童を可能な限り認可保育所等で受入れます。 イ)市の要綱に基づき、障がい児を受け入れている認可保育所等に対して補助金を交付します。 ウ)認可保育所等において、障がい児や配慮が必要な児童の受入に積極的に努めるとともに、専門機関と協働して適切な時期に適切な支援に繋げます。

No.	具体的な内容
	エ) 認可保育所等において、発達障がい児の早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけます。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援に向けた計画を個別に作成し、状況に応じた保育の実施に努めます。
2	オ)障がいのある児童の放課後児童クラブ利用について、可能な 限り受入れができるように努めます。
	カ)放課後児童クラブの新設時には、スロープの設置や段差の解 消、車椅子でも利用できるトイレスペース等の整備に取り組 みます。また、県が実施する研修会について、指導員の積極 的な参加を促進します。
	キ)障がい児を受け入れている放課後児童クラブに対しては、国・ 県の補助基準に基づき補助金を交付します。

(2) 特別支援教育の充実

No.	具体的な内容
1	●教育支援体制の整備
	ア) 幼稚園に特別支援専任教員、幼稚園・小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、子どもの実態に合わせた支援を行っていきます。
	イ)別府市特別支援連携協議会を年2回実施していきます。
2	●相談体制の強化
	ア)就学相談会を年3回、別府市教育支援委員会を年3回実施し 就学や進学に関する支援を行っていきます。
	イ)校内適正指導委員会を開催し、子どもの実態について情報交 換するとともに、継続した支援を行っていきます。
	ウ)巡回相談員派遣を積極的に活用し、専門的な立場からの助言 をいただき支援を進めていきます。

No.	具体的な内容
3	 ●特別支援学級の充実 ア)子どもの障がいの状態に応じた教育課程の編成、個別の指導計画の作成をし、その特性に合った教科書・教具を使用し学習の充実を図ります。 イ)特別支援教育支援員や特別支援教育コーディネーター等の複数の人員により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行っていきます。
4	 ●教員の資質の向上 ア)特別支援学級担当教員研修及び、特別支援教育コーディネーター研修に参加した特別支援教育に携わる教員が、研修で学んだことを校内研修で還元するようにし、教員全体の理解を深めていきます。 イ)校内教育支援委員会やケース会議にて、校長・教頭・学年長・交流学級担任等が協議に参加することを通して、専門家の指導を受けたり、特別支援教育コーディネーターの専門知識を学校全体に広めていきます。

(3) 芸術・文化活動の振興

No.	具体的な内容
1	「ときめき作品展」はもちろん、地域に限らず様々な作品展への鑑賞 や出品を機会あるごとに障がい者団体へ通知し、芸術・文化活動を促進 します。
2	パソコン教室を実施し、インターネットによる芸術・文化の情報取得 を支援します。
3	芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
4	市が主催する生涯学習の講座等への参加を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず開催される様々な講習会等への参加を促進します。

No.	具体的な内容
5	芸術・文化施設等における、物理的なバリア、情報のバリアの解消を図るよう合理的配慮を行っていきます。
6	文化活動育成・奨励事業補助金制度について、広報誌等で引き続き広く広報していくとともに、市民が広く活用できるよう推進します。

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

No.	具体的な内容
1	「大分県障がい者スポーツ大会」など各種のスポーツ大会への参加 を促進し、支援します。
2	障がい者団体や家族の会が開催する各種のスポーツ大会を支援します。
3	各種教室の開催要望等を把握し健康づくりや機能回復を促進し、スポーツを楽しむ者同士の交流の機会をつくります。
4	施設整備やスポーツ大会等の運営にあたって、合理的配慮が行われるよう推進します。
5	障がいのある人とない人とが共に同じスポーツを楽しむバリアフリースポーツの振興のため、その指導者とボランティアの確保に努めます。
6	「大分国際車いすマラソン大会」への参加、観戦を促進し、国際交流 を推進します。

第5節 雇用·就業·経済的自立

障がいのある人が地域で生活していくためには就労が重要であり、就労意欲の ある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、就労と定着のための総 合的な支援を行う必要があります。

あわせて経済的負担を軽減し、経済的な自立を支援するため、年金等の受給や各種助成制度の活用を推進する必要があります。

【施策の方向】

(1) 総合的な支援施策の推進

No.	具体的な内容
1	障がいのある人の雇用促進には、関係機関との連携が不可欠なものとなります。大分労働局(ハローワーク別府)、大分障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等と連携を密にして、次の支援を行います。 ア)障がいのある人一人ひとりに応じた雇用の働きかけを行います。 イ)障がいのある人を新たに雇用する場合、事業主に対する雇用支援施策について、機会あるごとに周知を図ります。 ウ)国の雇用支援施策の周知及び、事業主及び当事者が利用できる制度の利用促進を図り、雇用促進に向けて更なる雇用場所の開拓を図ります。 エ)就職を希望する障がいのある人とその雇用に取り組む企業とのマッチングを行い、職場実習を行うことにより就労に関するお互いの不安を解消します。
2	障がいのある人がその能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を送ることができるよう、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援の障がい福祉サービス必要量を確保します。また、重度の障がいがある人へ通勤や職場等で必要な介助を雇用施策との連携により支援します。

No.	具体的な内容
	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就 労が困難な障がいのある人は、地域の就労支援施設等において、物品の 販売や役務の提供による工賃によって生活をしています。その工賃を 増やすため、次の支援を行います。
2	ア) 物品購入や役務提供について、市をはじめ他の官公庁において も、障がいのある人の「働く場」へ優先発注ができるよう取り 組んでいきます。
3	イ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の趣旨により、施設からの物品購入の推進、共同受注窓口の利活用を進め発注の拡大を図ります。
	ウ)一般企業や個人事業主に対して、障がいのある人の「働く場」 への発注における税制優遇制度について周知を図ります。また、就労支援施設等に、この制度が業務開拓を行う際の重要なポイントとなることをあらためて周知します。
4	自立訓練、又は就労移行支援を受けている障がいのある人及び身体 障害者更生援護施設において更生訓練を受けている身体障がい者に対 して、訓練を効果的に受けることができるように、訓練のための文房 具、参考書等購入費用として更生訓練費を支給します。

(2) 雇用の安定と職域の拡大

No.	具体的な内容
1	障がいのある人の雇用の安定と職域の拡大には、関係機関との連携が不可欠なものとなります。大分労働局(ハローワーク)、大分障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等と連携を密にして、次の支援を行います。 ア)安心して働き続けることができるよう、職場における様々な問題の解決のため、雇用支援施策に基づく各種制度を利用し、本人及び事業主等の雇用の安定を支援します。
	イ) 障がいのある人を継続して雇用している事業主に対する雇用支援施策の活用の周知に努めます。 ウ) 関係機関の専門員が主治医等と連携し、復職がうまくいかない 精神障がい者等の職場復帰を支援する、きめ細やかなリワーク 支援の普及を図ると同時に、精神障がい者に対する雇用支援施 策の周知を図ります。
2	仕事と生活の調和が求められ就業形態の多様化が進んでいる社会に おいて、色々な働き方が出来つつあります。その働き方が出来る場が、 「働く場」になりえる可能性があるかを探っていきます。
3	I Tの普及により職場環境の劇的な変化があり、多様な就業形態がとれるようになってきています。「働く場」の可能性の拡大について、機会あるごとに周知を図ります。

(3)経済的自立の支援

No.	具体的な内容
1	利用者の利便性を考慮し、市の広報、ホームページ等を活用しながら、年金制度、各種手当制度、共済制度、税法上の優遇制度及び公共料金の割引制度等の内容に関する広報・周知を行います。
2	国・県・市における経済的負担軽減制度や各種助成の啓発を行い、必要な方に支援をします。

第6節 保健・医療

各種健診や健康相談の充実を図ることにより、障がいの重度化や重複化を防ぐことができるよう、疾病等の予防や早期相談・早期支援に努めるとともに、医療機関との連携を図り、リハビリテーション等の体制を強化することが必要です。

また、健康診査や健康相談事業に取り組み、障がいの早期発見に努めており、今後も引き続き各種保健事業を推進していく必要があります。

【施策の方向】

(1)健康づくりの推進

No.	具体的な内容
1	 ●母子保健対策の推進 ア)母子健康手帳の交付を支援の始まりとして母子保健対策を充実し、母子の健康管理と疾病の予防や早期発見に努めます。 イ)健康の保持と疾病の予防・早期発見のため、妊婦及び乳幼児への健康診査、訪問指導等を行い、健康管理に関するタイムリーな情報提供等支援を行います。
2	 ●生活習慣病予防対策の推進 ア)健康づくり計画「湯のまち別府健康21」に基づき、生活習慣病予防対策を充実し、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見に努めます。 イ)各種健康診査(がん検診、骨そしょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健診)、健康教室、健康相談、訪問指導等を行い、健康管理に関するタイムリーな情報提供等支援を行います。
3	●介護予防の推進 第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいつ までも生活ができるよう引き続き介護予防の普及・啓発を行います。地 域において、住民が主体となった介護予防の取組ができるよう支援し ます。

No.	具体的な内容
	●精神保健対策の推進 ア)心の健康についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発 を図ります。
4	イ)保健所、医療機関、教育機関、福祉施設等との連携により、きめ細かい支援による心の健康づくりに努めます。ウ)専門性の高い臨床心理士によるこころの相談会の整備をおこないます。

(2) 医療サービスの充実

No.	具体的な内容
1	●重度心身障がい者医療費の助成重度の心身障がい者(児)に対し、医療費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図り、経済的な理由による未治療を防ぎます。
2	●自立支援医療費の支給 ア)更生医療 身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療に よって確実に効果が期待できる方に対して提供される、更生のた めに必要な自立支援医療費の一部を公費負担します。 イ)育成医療 身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がい を残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、確実な治療 効果が期待できる方に対して提供される、育成医療制度を周知 し、自立支援医療費の一部を公費負担します。 ウ)精神通院医療 統合失調症、気分障がい、てんかん等の何らかの精神疾患によ り通院して治療を受ける必要がある方に、精神通院医療費公費負 担制度を周知します。
3	高次脳機能障がい支援拠点機関や関係機関との連携を強め、高次脳 機能障がい者等 に対する支援に取り組み、早期退院・社会復帰を促進 します。

No.	具体的な内容
4	「湯のまちけんこうパーク」において、別府市、別府市医師会、別府 市歯科医師会、別府市薬剤師会との連携により、次の診療等を行い、医 療サービスの充実を図ります。
	ア)「湯のまちけんこうパーク」において、別府市、別府市医師会、 別府市歯科医師会、別府市薬剤師会との連携により、夜間子ど も診療を行い、医療サービスの充実を図ります。
	イ)「湯のまちけんこうパーク」において、別府市、別府市歯科医師会との連携により、障がい者歯科診療を行い、医療サービスの充実を図ります。
	ウ)「湯のまちけんこうパーク」において、別府市、別府市歯科医 師会との連携により、休日歯科診療を行い、医療サービスの充 実を図ります。
	エ)「湯のまちけんこうパーク」において、別府市、別府市歯科医師会との連携により、訪問歯科診療を行い、医療サービスの充実を図ります。
	●初期救急医療体制及び第二次救急医療体制の整備
5	ア) 初期救急医療体制として、夜間こども診療のほかに、休日当番 医について医師会等と連携し、休日における救急医療を迅速か つ適切に提供します。
	イ) 第二次救急医療体制(入院を要する救急医療)として、医師会等と連携し、 休日・夜間における第二次救急医療を迅速かつ適切に提供します。

第7節 情報・コミュニケーション

障がいのある人が地域で生活するためには、日常生活に関わる様々な情報を入手することが必要です。それぞれの障がいの特性に応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保を進めていくことが重要な課題となっています。

また、障がいのある人に対するコミュニケーション支援として、手話や要約筆記に対応できる人材育成に取り組み、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることが重要です。

【施策の方向】

(1) 広報・周知に係る情報アクセシビリティ※向上の推進

No.	具体的な内容
1	発展めざましい I T技術と呼応し利活用に関しての検討を進め、障がい特性に対応した情報提供の在り方について検討を進めます。
2	ホームページ等の作成にあたっては、障がいのある人や高齢者等の 利用に配慮した内容の提供や、誰にでもわかりやすい情報提供に努め ます。

[※]年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

(2)情報・コミュニケーションの支援

No.	具体的な内容
1	聴覚障がい者のコミュニケーション手段確保のため手話言語条例により、手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を推進するため、手話講習会等を開き、手話通訳者や要約筆記奉仕員を養成し、学齢期における手話への理解を促進するため、公立学校(小・中学校)にて、手話授業を実施します。
2	様々な会議やイベント等に手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者の情 報の収集と発信、コミュニケーションを確保します。
3	視覚障がい者に対し、点字や録音による市の広報誌を提供します。
4	各種の行政サービスの相談に対応できるよう市障害福祉課に手話通 訳者を設置します。

No.	具体的な内容
⑤	市のホームページによる情報提供の充実を図ります。
6	日常生活用具給付事業において、情報・意思疎通支援用具等を給付します。障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト、点字ディスプレイ等を給付し、コンピューター、インターネットによる情報の収集と発信、コミュニケーションを確保します。

第8節 行政サービスにおける配慮

障がい者がそれぞれの障がい特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努める必要があります。

【施策の方向】

(1) 選挙等における配慮

No.	具体的な内容
1	適切に選挙権を行使できるよう、投票に際して必要な支援を行い、投票しやすい環境づくりを促進します。

(2) 行政事務等における配慮

No.	具体的な内容
1	障がいのある人に対する支援を適切に行うため、市職員に対する必要な研修等を講じ、相互理解の促進に努めます。

障がい福祉計画障がい児福祉計画

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的な考え方

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定

本市では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成 18 年度の第 1 期別府市障がい福祉計画の策定以来、通算 6 期にわたって障がい福祉計画を策定してきました。また、平成 28 年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から、市町村及び都道府県に「障害児福祉計画」の作成が義務づけられました。本市では、平成 30 年 3 月に「第 1 期障がい児福祉計画」を策定し、障がい児の支援を目的としたサービスの提供体制を整備しています。

これらの計画の見込量等の実績や障がい者等の意向を踏まえたうえで、令和6年度から令和8年度に向けて、障がい者施策の成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「第7期別府市障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2 サービス提供体制の整備

本計画では、以下の7項目をサービス提供体制整備についての基本的な考え方として、障害福祉サービスの更なる充実を目指すこととします。

I 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障がい者などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己 決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がいに関わる制度の一元化への対応として、障がい者などがその障がい種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービスの提制の充実を図ります。

3 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者などの自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、 地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源 を最大限に活用しながら、障がい者などの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制 の整備を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関の連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健や医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

6 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化や人口減少などによる地域資源の減少が進行する中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の育成に努めます。

7 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保など を通じて個性や能力などを発揮することにより、障がい者の地域における社会参加の促進を 図ります。

3 障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

共生社会を実現するためには、障がい者の自己決定を尊重し、障がい者が必要とする障がい福祉サービスを受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことをできるように、今後も引き続き障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。

訪問系サービス及び日中活動系サービスを希望する障がい者へサービスの提供を保障するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実や地域移行支援、地域定着支援、自立訓練等を推進するなど、地域生活への円滑な移行を推進します。

4 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が、障がいやその影響による問題を解決し、自立した日常生活や社会生活を営むために、様々なニーズに対応することができる相談支援体制の整備に努めます。

障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げることができるように、行政と相談支援事業者、関係団体等の更なる連携強化を推進します。

5 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児一人ひとりの障がいや発達の状態に応じて、乳幼児期から学校卒業まで必要な支援を受けることができる体制整備に努めます。

そのためには、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援を提供できる支援体制の整備が必要であることから、児童発達支援センターや放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所の整備検討や、障がい児も利用できる地域生活支援事業の充実を推進します。

第2節 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活移行者数

国の基本指針

- ○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する ことを基本とする。
- 〇令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減する ことを基本とする。

目標設定の考え方

一般住宅への移行には地域の理解及び援助が必要であり、また新規グループホームの建設に関しては地域生活者が親なきあとの不安解消等も含めて移行する傾向があることから、グループホーム数の増加が必ずしも長期入所者の受け皿とはなっていないため大幅な増員は見込めないと判断し、目標年度の地域生活移行者数を6人とします。

成果目標		考え方		
【基準】施設入所者数 209 人		令和4年度末の施設入所者数		
目標年度の地域移行者数	6人	令和8年度末の施設入所からグループホ		
日標中度の超場例目日数	0 /\	ーム等への移行者数見込み		
目標年度の施設入所者数	198人	令和8年度末の施設入所者数		
削減見込み	11 人	令和8年度末の削減見込み数		

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 〇精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。(都道府県のみ)
- 〇令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。(都道府県のみ)
- ○令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。(都道府県のみ)

目標設定の考え方

○国の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、本市においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めることとします。

江毛松梅	H /-	実績値	計画値(活動指標)		
活動指標	単位	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	12	12	12	12
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	2	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援 利用者数	人/年	2	2	2	2
精神障がい者の地域定着支援 利用者数	人/年	25	25	25	25
精神障がい者の共同生活援助 利用者数	人/年	248	259	270	281
精神障がい者の自立生活援助 利用者数	人/年	1	1	1	1
精神障がい者の自立訓練(生活 訓練)利用者数	人/年	41	44	47	50

3 地域生活支援の充実

国の基本指針

- 〇令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつ つ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。
- ○令和8年度末までに、各市町村市又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者 に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

目標設定の考え方

平成30年度に面的整備した地域生活支援拠点等について、その機能を充実させるために必要な検討を行うことで機能強化に努めます。

成果目標	考え方		
目標年度の地域生活支援拠点等の 確保数	4か所	令和5年度末の地域生活支援拠点の箇所数	
目標年度の地域生活支援拠点等の 運用状況に係る検証・検討の場の開 催回数	1回	令和8年度における検証・検討の場の開催 回数	
コーディネーターの配置(箇所)	4か所	令和8年度末時点のコーディネーターの配 置個所数	
強度行動障がいを有する障がい者 に関する関係機関が連携した支援 体制の有無	1 か所	令和8年度末時点の支援体制の有無	

4 福祉生活から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針

- ○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就 労継続支援)を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当 該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする ことを基本とする。
- 〇就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- 〇就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指すこととする。

目標設定の考え方

令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数が36人となっていることから、本市では基本指針に基づいて、本計画において46人以上とすることを目標とします。

また、令和8年度における就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業のそれぞれを通じた一般就労移行者数についても、国の基本指針の内容を踏まえて、それぞれ19人、7人、20人を目標とします。

	成果目標	考え方		
【基準】一般就労移行者数		36 人	令和3年度の実績	
福祉施設(生活介護、自立訓練、就労 移行支援、就労継続支援)から一般就 労への移行者数		46 人	令和8年度の一般就労移行者数	
	就労移行支援事業を通じた一般 就労移行者数	19人	令和8年度の就労移行支援事業を通 じた一般就労移行者数	
内訳	就労継続支援A型を通じた一般 就労移行者数	7人	令和8年度の就労継続支援A型を通 じた一般就労移行者数	
	就労継続支援B型を通じた一般 就労移行者数	20人	令和8年度の就労継続支援B型を通 じた一般就労移行者数	

(2) 就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針

- 〇就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割 合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 〇就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度実績の 1.41倍以上とすることを基本とする。

目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえて、令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

令和8年度中における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを目標とします。

成果目標	考え方		
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ	5割	令和8年度の割合	
移行した者の割合			
【基準】就労定着支援事業利用者数	10 人	令和3年度の実績	
就労定着支援事業利用者数	14人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数	

5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

国の基本指針

- ○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主幹部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
- ○障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進するため、各市町村又は各 圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪 問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域 社会への参加・包容 (インクルージョン) を推進する体制を構築することを基本とする。
- ○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。な お、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ○令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

目標設定の考え方

児童発達支援センターは社会福祉法人 別府発達医療センターに設置済です。

成果目標	考え方		
児童発達支援センター設置数	1 箇所	令和3年度末時点 設置済	
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の有無	_	_	
主に重症心身障害児を支援する児童発 達支援事業所の確保	2箇所	令和3年度末時点 設置済	
主に重症心身障害児を支援する放課後 等デイサービス事業所の確保	1 箇所	令和3年度末時点 設置済	
医療的ケア児支援のための関係機関の 協議の場の設置	1 箇所	令和3年度末時点 設置済	
医療的ケア児支援のための関係機関の コーディネーターの配置	10 箇所	令和5年度末時点 設置済	

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- ○令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るための体制を確保することを基本とする。
- 〇協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り 組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保するこ とを基本とする。

目標設定の考え方

平成30年4月から基幹相談支援センターを4か所整備しています。また、障がい者の生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を有するコーディネーターを基幹相談支援センターに配置し、相談支援体制の充実を図っています。

江土北北無	H /L	実績値	計画値(活動指標)		
活動指標	単位	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
基幹相談支援センターの設置 の有無	_	有	有	有	有
相談支援事業所に対する訪問 等による専門的な指導・助言件 数	件/年	123	125	130	135
基幹相談支援センターによる 地域の相談支援事業所の人材 育成の支援件数 (件)	件/年	4	5	5	5
基幹相談支援センターによる 地域の相談機関との連携強化 の取組の実施回数 (回)	回/年	4	5	5	5
基幹相談支援センターによる 個別事例の支援内容の検証の 実施回数 (回)	回/年	12	4	4	4
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置 数	人	2	2	2	2
協議会における相談支援事業所の 参画による事例検討実施回数 (回)		4	4	4	4
協議会における相談支援事業所の 参加事業者・機関数 (箇所)	箇所	4	4	4	4

注制化抽	出什	実績値	計画	値(活動指	標)
活動指標	単位	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
協議会の専門部会の設置数(箇所)	箇所	5	5	5	5
協議会の専門部会の実施回数 (回)	回/年	40	35	30	25

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

○令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

目標設定の考え方

大分県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に、障がい福祉サービス等関連業 務を担当する職員を派遣します。

障害者自立審査等支払システム等については、現在、担当課で事業者等のサービス給付 状況の把握を行っています。サービスの質の向上を図るために、具体的にどのような形で の分析結果の共有や活用が考えられるか、今後検討を行います。

江 卦 七 抽	出什	実績値	計画	値(活動指	標)
活動指標	単位	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
都道府県が実施する障がい福祉サ ービス等に係る研修の参加人数	人/年	6	6	6	6
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を事業所等と共有する体制の有無		無	無	無	無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析 結果を事業所等と共有する場 の実施回数	回/年	0	0	0	0

8 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針

- ○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状 況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数(保護者) 及びプログラムの実施者(支援者)の見込みを設定する。
- ○現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等 の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- ○現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数 の見込みを設定する。

目標設定の考え方

国の基本指針に沿って令和7年度より実施予定です。

江 卦 七 抽	出任	実績値	計画	値(活動指	標)
活動指標	単位	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレントプログラムの実施 回数(回)	回/年	0	0	12	12
ペアレントトレーニングの実 施回数(回)	回/年	0	0	12	12
ペアレントメンター等を活用 したピアサポートの活動の実 施回数(回)	回/年	0	0	0	0

第3節 障がい福祉サービス等の種類ごとの量の見込み

令和3年度から令和5年度までの、障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下の通りです。

1 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス)を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの内容】

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介 護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出 時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険 を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護 等を行います。
重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。

【第6期計画の実績】

		第6期計画期間					
種類	単位	令和3	3年度	令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
足少人莽	人/月	326	350	326	357	326	353
居宅介護	時間/月	9,010	10, 104	9,010	9, 482	9,010	9, 434
香庇計明入 藩	人/月	20	14	20	25	20	25
重度訪問介護	時間/月	5,016	5, 377	5, 016	7, 584	5,016	7, 235
	人/月	56	66	56	64	56	64
同行援護	時間/月	1,047	1, 160	1, 047	1, 159	1, 047	1, 157
公二壬-1+ ☆=#	人/月	19	20	19	19	19	20
行動援護	時間/月	506	452	515	460	523	468
手中产中之第与托士将	人/月	0	1	0	1	0	1
重度障害者等包括支援	時間/月	0	-	0	-	0	195
	人/月	421	451	421	466	421	463
合計	時間/月	15, 579	17, 092	15, 588	18,685	15, 596	18, 489

【第7期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
尼克人类	人/月	353	353	353
居宅介護	時間/月	9, 434	9, 434	9, 434
壬中	人/月	26	28	29
重度訪問介護	時間/月	7, 589	7, 961	8, 351
F1.4.7.4.₩=##	人/月	64	64	64
同行援護	時間/月	1, 157	1, 157	1, 157
/ 一手 ↓ ↓□=#	人/月	20	21	21
行動援護	時間/月	476	484	492
手 中 中 7 次 万 杠 十 坪	人/月	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	195	195	195
Λ=1	人/月	464	467	468
合計	時間/月	18, 851	19, 231	19, 629

2 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護)及び短期 入所事業について、充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行をめざします。

【サービスの内容】

サービス名	内容
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。

サービス名	内容
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに 18 か月以内の利用期間が設定されます)
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに 24 か月以内、長期入所者の場合は 36 か月以内の利用期間が設定されます)
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い 選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に 合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業に おける作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の 職場定着のための支援等を行います。(利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます)
就労継続支援(A型)	雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であって、 雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う 就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他 の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な 訓練その他の必要な支援を行います。
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもと に、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談 支援等を行います。
短期入所	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入 浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行い ます。

【第6期計画の実績】

		第6期計画期間					
種類	単位	令和3	3年度	令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	計画	実績	計画
生活介護	人/月	294	293	299	304	304	310
土冶기設	人日/月	5, 798	5, 874	5, 893	5,973	5, 991	6, 052
	人/月	13	6	13	10	13	10
自立訓練(機能訓練)	人日/月	214	99	214	121	214	144
白 克訓练 / / / / 泛訓练)	人/月	48	25	51	25	53	29
自立訓練(生活訓練)	人日/月	813	378	857	382	905	469
<u> </u>	人/月	27	23	28	13	30	17
就労移行支援	人日/月	489	389	516	242	544	306
<u> </u>	人/月	115	111	115	111	115	110
就労継続支援(A型)	人日/月	2, 244	2, 243	2, 244	2, 244	2, 244	2, 233
<u> </u>	人/月	737	790	778	822	820	856
就労継続支援(B型)	人日/月	12, 882	13, 710	13, 592	14, 775	14, 341	15, 400
就労定着支援	人/月	8	11	9	9	10	10
療養介護	人/月	66	68	66	61	66	61
	人/月	52	25	52	45	52	52
短期入所(福祉型)	人日/月	294	125	294	227	294	294
	人/月	12	0	12	0	12	12
短期入所(医療型)	人日/月	65	0	65	0	65	65

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	人/月	319	328	337
生活介護	人日/月	6, 155	6, 260	6, 366
스	人/月	11	12	13
自立訓練(機能訓練)	人日/月	167	190	214
ᄼᅼᆛᆌᄻᆉᄼᄊᅜᆖᆒᄻᆉ	人/月	33	38	43
自立訓練(生活訓練)	人日/月	556	643	730
<u> </u>	人/月		14	15
就労選択支援	人日/月		14	15
<u> </u>	人/月	21	25	30
就労移行支援	人日/月	370	434	498
<u> </u>	人/月	110	110	110
就労継続支援(A型)	人日/月	2, 233	2, 233	2, 233
	人/月	894	933	974
就労継続支援(B型) 	人日/月	16,078	16, 785	17, 524
就労定着支援	人/月	11	12	14
療養介護	人/月	61	61	61
#=₩2 3 5€ /*5*! 포비\	人/月	52	52	52
短期入所(福祉型)	人日/月	294	294	294
左出了云 /左连型	人/月	12	12	12
短期入所(医療型)	人日/月	65	65	65

3 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、 地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としての グループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの内容】

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相 談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関と の連絡・調整などを行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就 労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せ つ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 (自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設 定されます)

【第6期計画の実績】

				第6期記	十画期間		
種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	人/月	0	1	0	1	0	1
共同生活援助	人/月	204	212	215	221	227	229
施設入所支援	人/月	210	202	210	206	210	202

【第7期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度		
自立生活援助	人/月	1	1	1
共同生活援助	人/月	239	249	260
施設入所支援	人/月	202	202	202

4 相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい 福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
計画相談支援	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その 置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの 内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支 給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映し たサービス等利用計画の作成等を行います。継続サ ービス利用支援はサービス等利用計画が適切である かどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘 案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービ ス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活 に移行するための活動に関する相談、その他の便宜 の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して 生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行い ます。

【第6期計画の実績】

		第6期計画期間					
種類	単位	単位 令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人/月	449	427	494	433	543	427
地域移行支援	人/月	1	1	1	2	1	1
地域定着支援	人/月	32	27	32	20	32	24

種類	単位	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/月	439	451	463
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	26	29	32

第4節 地域生活支援事業の推進

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などの事業を実施します。

【第7期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	人/年	5	5	5

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動 (ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援する 事業を検討します。

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の 提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、 虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権 利擁護のために必要な援助を行います。また、基幹相談支援センターを設置し、 障がいのある人が利用しやすい身近な場で、いつでも相談を利用できる相談支 援事業を実施します。

② 市町村相談支援機能強化事業

市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

③ 別府市障害者自立支援協議会

中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、 相談支援事業を効果的に実施するために、事業者、雇用、教育、医療等の関連 する分野の関係者からなる別府市障害者自立支援協議会及び各専門部会を設 置し、ネットワークの構築を図ります。

【第7期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者相談支援事業	<mark>件</mark> /年	26, 531	30,060	34, 058

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

【第7期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	4	4	4

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の必要性を検討します。

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話 通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

【第7期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	150	150	150
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該 用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	件/年	36	37	38
自立生活支援用具	件/年	46	48	50
在宅療養等支援用具	件/年	51	53	55
情報・意思疎通支援用具	件/年	47	48	50
排泄管理支援用具	件/年	3, 425	3, 444	3, 463
居宅生活動作支援用具	件/年	7	7	7

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者 として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養 成研修を行います。

【第7期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	42	42	42

(9) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認めた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第7期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	人/年	203	206	209
	延時間/年	19, 925	20, 254	20, 588

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。事業の内容により、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類されます。

【事業形態】

	相談事業や専門職員(精神保健福祉士等)の配置による福祉及び地
I型	域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事
	業を実施します。
TT #11	機能訓練、社会適応訓練等自立と生きがいを高めるための事業を実
Ⅱ型	施します。
TTT #11	運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充
Ⅲ型	実します。その他、個別給付事業所に併設するタイプも想定します。

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1
(I 型)	延人数/年	4, 085	4, 738	5, 392
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1
(Ⅱ型)	延人数/年	4, 756	4, 846	4, 938

2 任意事業

(1) 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

【第7期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉ホーム事業	人分/年	53	53	53

(2) 訪問入浴サービス事業

身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービス を提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって 福祉の増進を図ることを目的としています。

【第7期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス事業	人分/年	8	8	8

(3) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に更生訓練費を支給し、 社会復帰の促進を図ることを目的としています。

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
更生訓練費給付事業	人分/年	12	12	12

(4) 生活訓練等事業

障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行う ことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的としていま す。

【第7期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	回数	10	10	10
料理教室(視覚)	延人数/年	60	60	60
13 is 24 is	回数	8	8	8
健康教室	延人数/年	80	80	80
小八一二、李宁	回数	24	24	24
パソコン教室	延人数/年	100	100	100
エニエ・サンウ	回数	12	12	12
手話教室	延人数/年	35	35	35
床	回数	43	44	45
療育訓練①	延人数/年	215	220	225
病态别(病)	回数	5	5	5
療育訓練②	延人数/年	150	150	150

(5) 日中一時支援事業

障がい者の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援および日 常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施しています。

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	人/年	90	90	90
日中一時支援事業	件/年	11,880	11,880	11,880

(6) 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進することを目的としています。

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	回数	24	24	24
ボッチャ教室	延人数/年	300	300	300
	回数	18	18	18
水泳教室	延人数/年	80	80	80
_5_T	回数	24	24	24
卓球バレー教室	延人数/年	360	360	360
点字市報発行	部数	204	204	204
ごみ収集カレンダー	部数	50	50	50
要約筆記講習会	人/年	5	5	5
自動車免許取得	件数	3	3	3
自動車改造助成	件数	18	18	18
福祉バス借上げ	件数	10	10	10
ともに生きる交流会	人/年	200	200	200
交流・研修会	人/年	80	80	80

第5節 障がい児福祉サービス等の種類ごとの量の見込み

1 障害児通所支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫 した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「別府 市 子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居 宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援 等の専門的な支援を確保します。

【サービスの内容】

サービス名	内容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常 生活における基本的な動作の指導、知識技能の付 与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を 行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との 集団生活への適応のための専門的な支援その他の 便宜の供与を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、児童 発達支援及び治療を行います。

【第2期計画の実績】

		第6期計画期間						
種類	単位	令和3	3年度	令和4年度		令和5年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み	
旧本外本十垣	人/月	120	169	143	194	172	164	
児童発達支援	人日/月	1, 423	2, 123	1, 707	2,660	2,049	2, 149	
	人/月	276	278	318	351	366	406	
放課後等デイサービス	人日/月	5, 142	4, 599	5, 913	5, 589	6,800	6, 129	
	人/月	4	5	4	27	4	38	
保育所等訪問支援	人日/月	4	10	4	36	4	51	
医库利旧辛及法士拉	人/月	0	0	0	0	0	0	
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	
	人/月	0	0	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	

【第3期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
旧在水体十位	人/月	176	189	204
児童発達支援 	人日/月	2, 310	2, 483	2, 669
##===================================	人/月	479	564	665
放課後等デイサービス	人日/月	7, 226	8, 519	10,044
/D	人/月	57	86	129
保育所等訪問支援	人日/月	77	116	174
医体刑日辛孜决士枢	人/月	0	0	0
医療型児童発達支援 	人日/月	0	0	0
尼内共和亚旧杂及法士拉	人/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0

2 障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後には一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

【サービスの内容】

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に 係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境 等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障 害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われ た後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支 援利用計画の作成等を行います。
	継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が 適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、そ の結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを 行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

【第2期計画の実績】

				第6期記	十画期間		
種類	単位	令和3	3年度	令和4	1年度	令和 5	5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障がい児相談支援	人/年	153	129	183	221	220	171

【第3期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい児相談支援	人/年	200	233	273

3 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

子ども・子育て支援事業の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障がい児の受入について定量的な見込みを設定します。

【第3期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所・認定こども園	人	101	101	101
放課後児童クラブ	人	63	63	63

4 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療管理室) 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管 栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことです。

本市では、県の養成研修事業の研修修了者を、医療的ケア児等コーディネーター として配置することを予定しています。

【第3期計画の見込】

種類	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療的ケア児等	Å	12	12	12
コーディネーター配置数	人	12	12	12

第6章 協働による計画の推進

第1節 計画の周知

障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる地域の実現に向けて、障がい、障がい者及び障がい者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

本計画について、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がい者及び家族や地域住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進します。

第2節 協働ネットワークの構築と当事者参加の推進

障がい者をはじめ市民の誰もが暮らしやすいまちを実現していくためには、必要な支援を受けたり、時には支援したり、地域において日常的に住民相互による支えあいの活動が行われることが求められます。

このため、市民、障がい者団体及び関係団体、社会福祉協議会、民生委員・児童 委員協議会、教育・療育機関、ボランティア団体、障がい福祉サービス事業者等と 行政が地域福祉の理念を共有し、それぞれが役割を担って連携を強化していくこ とが重要です。

1 共に支えあう活動の推進

障がい者やその家族介助者の生活支援に対するニーズは、それぞれの障がいの 特性や環境によって多様であり、公的サービスだけではきめ細かに対応できるも のではありません。

このため、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化しながら、既存のボランティア団体、NPO法人等への支援を図るとともに、地域福祉活動への住民の参加意欲を高め、地域や組織の主体性を尊重しながら、新たな活動の育成や活性化を支援します。

2 障がい者による活動の支援

障がい者の自立と社会参加のためには、障がい者やその家族が自立性や積極性を強く持ち、自ら地域に働きかけていく主体的な活動に取り組んでいくことが重要です。

このため、関係機関との密接な連携のもと、相談体制やボランティア体制の充実などを通じて障がい者やその家族の主体的な活動を支援します。

3 地域ネットワークの強化

地域には少人数による活動から団体としての組織的な活動等、規模の大小はあれ、さまざまな分野での自主的な活動が展開されています。

これらの社会資源が十分に活用され、障がい者をはじめ、支援を必要とする地域 住民にサービスが的確に届くよう、それぞれの継続的な活動を支援していくとと もに、全市的な視野に立って、総合的な支援をめざし諸活動相互の連携強化を図り ながら重層的な支援のネットワークづくりに取り組みます。

第3節 計画推進体制の整備

障がい者施策の推進のためには、福祉のみならず、保健、医療、教育、労働、まちづくり等、さまざまな分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、障がい者施策の効果的・効率的な推進を図ります。

第4節 PDCAサイクルによる進行管理と点検・評価

本計画を推進するために、「別府市障害者自立支援協議会」において、障がい者、 障がい者団体、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の参加のもとに、計画の進 行管理と点検・評価を行います。

計画の進行管理と点検・評価にあたっては、計画に定める事項について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

資料編

1 別府市障害者自立支援協議会設置要綱

制定 平成 1 9 年 4 月 2 日 別府市告示第 1 1 5 号 改正 平成 2 4 年 3 月 3 0 日 別府市告示第 1 2 8 号 平成 2 5 年 3 月 1 9 日 別府市告示第 4 2 号 平成 2 7 年 6 月 2 4 日 別府市告示第 2 1 4 - 2 号 平成 2 8 年 4 月 2 1 日 別府市告示第 1 7 0 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第3号に掲げる事業(以下「相談支援事業」という。)をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として、同法第89条の3の規定に基づき別府市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置することについて必要な事項を定める。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 相談支援事業の運営に関すること。
 - (2) 相談支援事業における困難事例への対応のあり方に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
 - (4) 障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内で構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 相談支援事業又は障害福祉サービス事業を行う者及びその関係者
 - (2) 保健、医療、教育、企業、老人クラブ、自治会等の関係者
 - (3) 障害者関係団体に属する者
 - (4) 福祉保健部長
 - (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、同日の属する年度の翌々年度の4月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議(「以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところに よる。
- 4 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の協議事項について調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(委員の任期等に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に別府市障害者自立支援協議会・障害福祉計画策定委員会委員に委嘱 されている者は、この要綱の施行の日に、要綱第3条第2項の規定により協議会の委員に委嘱 されたものとみなす。
- 3 前項の規定により協議会の委員に委嘱されたものとみなされた者の任期は、第4条第1項の 規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成24年3月30日告示第128号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日告示第42号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月24日告示第214-2号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年6月20日告示第170号)

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

2 別府市障害者自立支援協議会 委員名簿

法人・団体・事業所名	委員職名	委員氏名
一般社団法人 別府市医師会	常任理事	平井良昌
別府大学	文学部 准教授	日和 恭世
別府市自治委員会	監事	梅木 政喜
別府市民生委員児童委員協議会	会長	高橋 洋明
別府商工会議所	事務局長	西原 真太郎
(社福)別府市社会福祉協議会	福祉推進課長	片岡 壮之
(一社)別府市観光協会	専務理事	伊藤 慶典
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大分障害者職業センター	所長	上田 光
大分県東部保健所	次長兼地域保健課長	加来 理香
大分県立南石垣支援学校	教諭	桒野 長
(一社)福祉フォーラムIN別杵速見実行委員会	理事	神田憲治
別府市身体障害者福祉団体協議会	副会長	河野 龍児
別府市手をつなぐ育成会	会長	矢守 和枝
NPO法人 星座オリオン	理事長	佐藤 紘造
別府市青山・東山地域包括支援センター	主任介護支援専門員	古堅理恵
(社福)太陽の家	地域生活支援課長	田北ゆみ
(社福)農協共済別府リハビリテーションセンター	社会福祉事業部部長	田金裕昭
(社福)別府発達医療センター	事務局長	首藤 辰也
(社福)みのり会	相談支援専門員	迫田 篤
別府市	市民福祉部長	田辺裕

(令和6年2月28日 現在)

3 用語集

あ	ALS	筋萎縮性側索硬化症のこと。手足・のど・舌の筋肉や呼
	ALS	
行		吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病
		気。
	アスペルガー症候群 	自閉症の一つのタイプで、知的障がいを伴わないこと
		が多く、「対人関係の障害」と「パターン化した興味や活
		動」の2つの特徴を有し、言葉の発達の遅れがない。
	一般就労	障がい者が、一般企業への就職や在宅就労、もしくは
		自ら起業等をすること。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者の地域における自立生
		活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための
		支援を行う事業。
	NPO	継続的、自発的にボランティア活動などの社会貢献活
		動に取り組む民間の非営利活動組織の総称。社会福祉協
		議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等の営利を
		目的としない団体を指す。
か	学習障がい〔LD〕	知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計
行		算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と
		使用に著しい困難を示す発達障がい。
	居住系サービス	居住系サービスとは、住まいの場を提供するもので、
		施設入所支援、グループホームが該当する。
	 居宅介護	障がい者が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の
		 介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関す
		る相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受ける
		る相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービス。
	グループホーム	サービス。
		サービス。 介護を要しない障がい者が共同生活を行う住宅。障害
	グループホーム (共同生活援助)	サービス。 介護を要しない障がい者が共同生活を行う住宅。障害 者総合支援法の改正により、平成26年4月よりケアホー
	(共同生活援助)	サービス。 介護を要しない障がい者が共同生活を行う住宅。障害 者総合支援法の改正により、平成26年4月よりケアホー ム(共同生活介護)と統合された。
		サービス。 介護を要しない障がい者が共同生活を行う住宅。障害 者総合支援法の改正により、平成26年4月よりケアホーム(共同生活介護)と統合された。 自らの意思を表示することが困難な知的障がい者等に
	(共同生活援助)	サービス。 介護を要しない障がい者が共同生活を行う住宅。障害 者総合支援法の改正により、平成26年4月よりケアホー ム(共同生活介護)と統合された。

か	高次脳機能障がい	病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺
行		 症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高
		次の脳機能障がいをきたす病態。
	行動援護	自己判断力が制限されている人(自閉症、てんかん等
		の重度の知的障がい者または統合失調症等の重度の精神
		障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘
		徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人)が行動
		する際の危険を回避するために援護するサービス。
	合理的配慮	障がい者が他の人と同様に生活し社会参加できるよう
		に、必要な環境整備などを行うこと。具体的には、車いす
		使用者のためにスロープや車いすトイレを設置するこ
		と、視覚障がい者のために点字や音声の資料を用意する
		こと、聴覚障がい者のために手話通訳者を配置すること
		など。
	コミュニケーション支	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意
	援事業 	思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆
	// 	記者を派遣する事業。
さ	災害時要援護者支援制 	重度の障がいのある人やひとり暮らしの高齢者など、
行	度 	日常においても支援を必要とする人(要援護者)に対し
		て、災害時などにおいて地域の中で避難介助や安否確認
	+	などの支援を受けられるようにする制度。
	施設入所支援 	施設に入所する障がい者が、主として夜間において、
		入浴、排せつまたは食事の介護等を受けるサービスであ
	 児童発達支援センター	る。
	児里光廷又接ピンター	障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的 動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団
		動作の指導、日本に必要な知識や技能の刊子、文は集団 生活への適応のための訓練を行う施設。
	 自閉症	主活への週心のための訓練を1] 7.施設。 現在のところ、原因不明の、そしておそらく単一の原
	H MINT	現任のところ、原因不明の、そのであてらく単一の原 因ではない中枢神経系を含む生物学的レベルの障がい
		で、生涯にわたって種々の内容や程度の発達障がいを示
		す。

さ	就労移行支援	就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の
行	3,000 10 13 2010	機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のため
13		に必要な訓練等を行うサービスである。
	 社会的障壁	障害者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる
		ような、施設や設備、制度、慣習、考え方などのこと。
	 就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、
	(A型)	就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動
	(八里)	の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のため
		い版名の旋穴を通じて、この知識がり能力の同工のだめ に必要な訓練等を行うサービス。利用者は事業所と雇用
		契約を結び利用する。
	 就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、
	(B型)	就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動
	(31)	の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のため
		に必要な訓練等を行うサービスで、従来の福祉的就労に
		近い形態のものをいう。
	 手話通訳者	重度の聴覚障がい者・重度の言語障がい者と障がいの
	Junearia	ない人との意思伝達を援助する人。
	 障害者雇用率	障がい者の雇用の促進等に関する法律に定められてい
		るもので、一般の民間企業にあっては 2.2%、特殊法人・
		国・地方公共団体にあっては 2.5%、一定の教育委員会に
		あっては2.4%とされ、これを超えて身体障がい者、知的
		障がい者、精神障がい者を雇用する義務を負う。
	 障がい者就業・生活支	就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、身近
	援センター	お地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点
		として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日
		こので産品調金等を引いるがら、就来及りとればドラロ 常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。
	 障害者総合支援法	お生れ、性会工力工の支援を 体的に打り機関。 法律の基本理念として新たに「共生社会を実現するた
		め、社会参加の機会の確保及び地域社会における共主、 社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わ
		社会的障壁の除去に負するよう総合的かつ計画的に行わ れること」が掲げ、障がい者の範囲の見直しやサービス
		れること」が掲げ、障がい省の範囲の見直しやサービス の充実強化等が実施することを目的に、平成25年4月に
		施行された法律。

5		障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障が
行		い者の心身の状態を総合的に示す区分。全国統一の調査
13		票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審
		査会が区分1から区分6などを判定する。
	 自立訓練	身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテ
	一	ラーションの実施が必要な身体障がい者や、養護学校を卒
	(1及日巴西川州水)	業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障し

		回復等のための訓練を受けるサービス。
	自立訓練 (生活訓練)	社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がい
	(生活訓練) 	者・精神障がい者・身体障がい者が、地域生活を営む上で
		必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサ ービス。
	力士士採库库	-
	自立支援医療 	障がいのある児童のための「育成医療」、身体障がい者
		のための「更生医療」及び精神障がい者のための「精神通
	<u> </u>	院医療」の総称。
	身体障がい者 	身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚または
		平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃ
		く機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、
		膀胱、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによ
		る免疫の機能障がい、がある人であって、都道府県知事
		または指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交
		付を受けた人。
	生活介護 	常時介護を要する障害程度が一定以上の障がい者が、
		主として昼間において、障がい者支援施設などで、入浴、
		排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の
		機会の提供等を受けるサービス。
	生活習慣病	成人期後半から老年期にかけて罹患率、死亡率が高く
		なる、がん、脳卒中、心臓病などの総称。
	精神障がい者	統合失調症など精神疾患を有する人で、都道府県知事
		から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人。
	精神通院医療	精神疾患を有する人が通院して治療を受ける公費負担
		医療。

さ	成年後見制度	知的障がい者、精神障がい者等で、主として意思能力
行		が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用
		され、また日常生活において、主体性がよりよく実現さ
		れるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。
	相談支援事業	障がい者や障がい者の介護を行う人などからの相談に
		応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な
		援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活ま
		たは社会生活を営むことができるようにすることを目的
		とするサービス。
た	短期入所	居宅において障がい者の介護を行う人が病気等の理由
行	(ショートステイ)	により介護ができなくなった場合に、障がい者が短期間
		入所する障害福祉サービス。
	地域活動支援センター	障がい者に創作的活動または生産活動の機会を提供
		し、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設。
	地域生活支援事業	市町村が行う必須事業として、相談支援事業、意思疎
		通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及
		び地域活動支援センター機能強化事業等があり、必須事
		業以外の事業も任意事業として実施することができると
		されている。
	知的障がい者	知的機能の障がいが発達期(おおむね 18 歳まで)にあ
		らわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特
		別の援助を必要とする状態にあるものをいう。
	注意欠陥多動性障がい	原因は不明だが、注意力・衝動性・多動性を自分でコン
	(ADHD)	トロールできない脳神経学的な疾患と言われる。
	特定疾患 	難病のうち、症例数が少なく、原因が不明で治療法も
		確立しておらず、かつ、生活面への長期にわたる支障が
		ある特定の疾患。
	特別支援学校 	障がいがある児童生徒が、幼稚園、小学校、中学校、高
		等学校に準じた教育を受けることと、学習上または生活
		上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学
		校。

た		これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習
行	1 3 3 3 4 3 3 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	 障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症も含めた
1.5		障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把
		握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善
		または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要
		な支援を行うこと。
な	ニーズ	一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神
行		 的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、
		 必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、
		 社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができてい
		ない場合に発生する。
	ネットワーク	様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携する
		 ことにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ
		機能を発揮する状態のこと。また、そのようなことを目
		指した、社会的・組織的つながりのこと。
	難病	原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少
		なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題
		のみならず介護等に人手を要するため、家庭の負担が重
		く、また精神的にも負担の大きい疾病をいう。
	日常生活自立支援事業	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断
		能力が十分でない人に対して、サービスの利用や金銭管
		理等の援助などを行うもので、都道府県社会福祉協議会
		が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。
	日常生活用具	重度障がい者等の日常生活がより円滑に行われるため
		に給付または貸与される用具のこと。地域生活支援事業
		として定められている日常生活用具は介護・訓練支援用
		具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思
		疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助具
		の6種類に分類されている。

な	日中一時支援事業	障害者自立支援法に定める地域生活支援事業の一種
行		で、障がい者が日中活動する場を設け、障がい者の家族
		の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の
		一時的な休息を目的とする事業。
	日中活動系サービス	従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化さ
		れていたが、障害者自立支援法により、日中活動の場と
		住まいの場をそれぞれ選択することになる。日中活動の
		場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支
		援、療養介護、児童デイサービス及び短期入所で提供さ
		れるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をし
		ている障がい者も利用できる。
	ノーマライゼーション	デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処
		遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉
		の最も重要な理念。障がいのある人もない人もお互いが
		特別に区別されることなく、社会生活を共にすることが
		望ましいとする考え方。
は	発達障がい者支援セン	発達障害者支援法により、都道府県が行うことができ
は 行	発達障がい者支援セン ター	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる
	ター	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。
		るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障
	ター	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障 壁)を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあ
	ター バリアフリー	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障 壁)を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあ り方。
	ター	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。 障害者自立支援法においては、居宅介護、重度訪問介
	ガリアフリー 訪問系サービス	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。 障害者自立支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいう。
	ター バリアフリー	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。 障害者自立支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいう。 常時介護を必要とする重度障がい者の自宅を訪問して
	がリアフリー 訪問系サービス 訪問入浴サービス	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。 障害者自立支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいう。 常時介護を必要とする重度障がい者の自宅を訪問して行う入浴サービス。
	ガリアフリー 訪問系サービス	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。 障害者自立支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいう。 常時介護を必要とする重度障がい者の自宅を訪問して行う入浴サービス。 義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損または
	がリアフリー 訪問系サービス 訪問入浴サービス	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。 障害者自立支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいう。 常時介護を必要とする重度障がい者の自宅を訪問して行う入浴サービス。 義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個
	がリアフリー 訪問系サービス 訪問入浴サービス	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。 障害者自立支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいう。 常時介護を必要とする重度障がい者の自宅を訪問して行う入浴サービス。 義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着して
	がリアフリー 訪問系サービス 訪問入浴サービス	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。 障害者自立支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいう。常時介護を必要とする重度障がい者の自宅を訪問して行う入浴サービス。 義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を
	がリアフリー 訪問系サービス 訪問入浴サービス	るとされている発達障がい者やその家族、それに関わる 人たちの相談機関。 高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア(障壁)を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。 障害者自立支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいう。 常時介護を必要とする重度障がい者の自宅を訪問して行う入浴サービス。 義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着して

は	ボランティア	本来は、有志者、志願兵の意味。社会福祉において、無
行		償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を
		行う民間奉仕者をいうが、「有償ボランティア」という言
		葉も使われている。
ま	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。
行		都道府県知事または指定都市・中核市の市長の推薦によ
		り厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は無給で、任期は
		3年である。また、民生委員は、児童福祉法による児童委
		員を兼務する。
ゃ	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」をいう。障がい者や
行		高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、す
		べての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづく
		り、環境づくりなどを行っていこうとする考え方。
	要約筆記者	所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や
		中途失聴の人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、
		難聴や中途失聴の人のための意思疎通を図る手段で、話
		し手の内容を筆記して難聴や中途失聴の人に伝達するも
		の。
5	ライフステージ	乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などの生涯
行		の各期。
	リハビリテーション	障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復
		のための技術的プログラムにとどまらず、障がい者のラ
		イフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自
		由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すとい
		う考え方。
	療育	医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合
		体した造語。
	療養介護	障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一種
		で、医療を要する障がい者であって常時介護を要する人
		が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看
		護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を受
		ける事業。

別府市 第4期障がい者計画(改訂版) 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

発行:令和6年3月 企画・編集:別府市 市民福祉部 障害福祉課

〒874-8511 大分県別府市上野口町 1 番 15 号 TEL: 0977-21-1413 FAX: 0977-22-1780